

全国健康関係主管課長会議資料

平成23年2月4日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
生 活 衛 生 課

目 次

1. 生活衛生関係対策について

(1) 生活衛生関係営業の振興について	
① 行政刷新会議WGによる事業仕分け等について	1
② 生活衛生関係営業の振興に関する検討会について	1
③ 都道府県生活衛生営業指導センターによる支援について	1
(2) 平成23年度予算（案）について	2
(3) 平成23年度税制改正（案）について	2
(4) 株式会社日本政策金融公庫の融資について	
① 「生活衛生資金貸付」の充実について	3
② 「衛生環境激変対策特別貸付」について	3
(5) 振興指針について	4
(6) 標準営業約款の登録普及促進について	4
(7) 理容業・美容業について	
① 理容師・美容師養成施設の指定等について	5
② 理容所及び美容所に対する指導監督等について	5
③ 管理理容師・管理美容師指定講習事業について	5
(8) クリーニング師の研修受講等の促進について	6
(9) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング所について	6
(10) 旅館業について	
① 旅館業法における構造設備要件について	7
② 旅館業法の適正な運用について	7
(11) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について	7
(12) ノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生防止対策の徹底について	7
(13) 都道府県生活衛生営業指導センターの公益認定について	8

2. 建築物等の衛生対策について

(1) 建築物衛生対策について	8
(2) シックハウス対策について	8

3. その他

(1) 墓地を経営する特例民法法人に対する指導助言について	9
(2) 基礎自治体への権限委譲について	9
(3) 大臣表彰について	10
(4) 生活衛生関係技術担当者研修会について	10

1. 生活衛生関係対策について

(1) 生活衛生関係営業の振興について

① 行政刷新会議WGによる事業仕分け等について

平成22年5月24日に行行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けが、平成22年6月10日に厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスが行われ、さらに平成22年11月15日に行行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けが行われ、生活衛生関係補助金の他、クリーニング師研修等事業及び管理理容師・管理美容師指定講習事業については、「廃止」とされた。

② 生活衛生関係営業の振興に関する検討会について

行政刷新会議等の評価結果を踏まえた改革を行うことを目的に「生活衛生関係営業の振興に関する検討会(以下「検討会」という。)」を設置し、

- ・ 生活衛生関係補助金については、政策目的の達成状況の検証方策や重点化すべき事業の在り方等について
- ・ クリーニング師研修等事業及び管理理容師・管理美容師指定講習事業については、実態の把握や制度の在り方等

について検討を行い、平成22年12月24日に第1次報告が取りまとめられた。

ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000zep0.html>)

これを受け、第1次報告に示された改革方策に沿って、平成23年度政府予算案における生活衛生関係営業対策事業費補助金の予算編成が行われた。

検討会において、生活衛生関係営業対策事業費補助金の事業評価の実施方策や税制・融資も含めた生衛業の総合的な振興方策について更なる検討を行うことが必要との結論となり、今後、有識者を参考の下、新たに検討の場を設けることとしている。

③ 都道府県生活衛生営業指導センターによる支援について

昨今の厳しい経営環境により中小零細事業者が多い生活衛生関係営業者は大きな影響を受けており、また、組合等の組織についても、組合員の高齢化などにより活動に影響が懸念されるところである。

平成23年度予算(案)においては、行政刷新会議等の指摘を踏まえ、後継者育成支援事業については、現場に近い都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県センター」という。)が地域の実情に応じて柔軟に実施できるよう財団法人全国生活衛生営業指導センター(以下「全国センター」という。)から都道府県センター事業にしたところである。

また、事業評価を踏まえた補助金の配分の実施を予定しており、評価方法等の詳細については、今後、検討会に下に設置した生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価委員会検討ワーキンググループのとりまとめを踏まえ、平成22年度末までにお知らせする予定である。

各都道府県におかれては、事業の実施に当たり、その目的・効果についてこれまで以上に精査を実施されるとともに、生衛業に係る地方交付税の財源の活用についても特段の配慮をお願いしたい。

(2) 平成23年度予算(案)について

平成22年11月15日に開催された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けの評価結果を踏まえ、検討会では、無駄使いの根絶の観点からの事業の有効性・効率性の検証や事業評価を踏まえた予算配分の実施、役割分担の明確化(国と県、商工会との機能分担)を含めた総合的な改革案が検討され、この改革方策に沿って、平成23年度政府予算案における生活衛生関係営業対策事業費補助金の予算編成が行われた。

平成23年度予算(案)の主な改革内容は、以下のとおりである。

ア 全国センター、都道府県センターの役割の明確化

- ・全国センターについては、シンクタンク機能・情報提供機能へ重点化
- ・都道府県センターについては、営業者に対する相談指導、消費者保護へ重点化

イ 事業実施団体への直接補助の導入

- ・全国センターを経由した間接補助を改め、事業実施者への直接補助に切り替え

ウ 都道府県センターの経営指導員の適材適所な配置の徹底

- ・公募方式の導入

エ 事業の効率化

- ・連合会等への助成事業は厚生労働省が直接、募集採択を実施する方法に転換
- ・後継者育成支援事業を都道府県センター事業に転換
- ・役割を終えた活性化事業(まちおこし推進事業等)の廃止
- ・人件費の効率化(事業評価に基づく配分の実施)

オ 事業評価の実施

- ・評価指標を定め、事業(政策効果)を定期的に評価
- ・横並び一律補助を廃したメリハリの利いた採択の実施
- ・厚生労働省内に「審査・評価委員会(仮称)」を設置

(3) 平成23年度税制改正(案)について

平成23年度税制改正(案)の中で生活衛生関係営業に関連して盛り込まれている主なもの概要は、以下のとおりである。

ア 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設(共同冷蔵庫、研修施設、研究施設等)を設置した場合に、取得価格の8%の特別償却を認める特例措置の適用期限について償却率を6%に引き下げた上で適用期限を1年延長する。なお、本制度の利用状況等の分析等を踏まえ、制度の在り方の見直しに向けた検討を行う。

イ 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長〔所得税、法人税〕

公害防止用の設備を取得した際に、取得価格の14%の特別償却を認める特例措置について、対象を中小企業がフッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機及び設備一体型のドライクリーニング機を新增設した場合に見直し、償却率を8%に引き下げた上で適用期限を1年延長する。

ウ ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し〔固定資産税〕

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価については、当該家屋の使用実態等を把握するとともに、家屋類型間の減価状況のバランスを考慮するための実態調査等を行うなど、できるだけ速やかに検討を行う。

(4) 株式会社日本政策金融公庫の融資について

① 「生活衛生資金貸付」の充実について

生活衛生関係営業者を取り巻く経済環境は依然として厳しく、先行きも不透明な状況であることから、生活衛生関係営業者の資金繰りに支障を来すことのないよう都道府県センターを主体とするなどして、生活衛生資金貸付の概要等について説明会を開催するなど、格別の配慮方をお願いする。

平成23年度予算(案)においては、貸付規模を1,200億円確保し、生活衛生関係営業者の資金需要に対応することとしていることから、衛生水準の維持向上及び営業の振興を図るために、「生活衛生資金貸付」を利用するよう管内生活衛生関係営業者等に十分周知するとともに、管下担当部署及び都道府県センターにおいても積極的に周知・指導するよう御配慮願いたい。

また、貸付条件の主な改善等については、「振興事業にかかる事業 計画書を作成した生活衛生融資制度」(仮称)を新たに創設するとともに、融資対象設備については旅館業に係る省エネルギー設備に「電気自動車充電設備」を追加等することとしている。さらに、無担保・無保証人の貸付制度である生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度については、貸付限度額、貸付期間等の拡充措置を1年間延長するなど、貸付制度の充実を図ることとしているので、積極的に活用されるよう営業者に対する周知方をお願いする。

② 「衛生環境激変対策特別貸付」について

平成21年7月には新型インフルエンザの発生、平成22年8月には口蹄疫の発生により影響を受けた生活衛生関係営業者を対象に、株式会社日本政策金融公庫における「衛生環境激変対策特別貸付」を行ったところであるが、今後とも、感染症等の発生により生活衛生関係営業者が一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に支障を來している場合には、関係機関と協議の上、本制度の発動を行っていくこととしている。

(5) 振興指針について

ア 振興指針の改定等

食肉販売業及び氷雪販売業の2業種について、現行指針の課題を踏まえ、改定方針を明確にした上で、改定を行うこととしており、本年3月を目途に官報告示する予定である。

○改定方針

事業実施状況を踏まえ、補助金、融資、税制等の制度やそれらの改革の内容を盛り込み、営業者、組合等が支援制度の活用への理解を深められるよう、実践的・戦略的な指針となるよう改定する。

また、各生活衛生同業組合が作成する振興計画の認定事務は地方厚生局が行うこととなっているため、各都道府県においては、地方厚生局と連携を図るとともに、認定を受けた組合において、毎事業年度終了後提出する実施状況報告に加え、5年計画の4年目及び5年目終了時において、4年間の実績まとめと自己評価(中間評価)及び5年間の実績まとめと自己評価(事後評価)の報告を求めるとしているので、当該事務が円滑に実施されるよう、引き続き、ご協力をお願いする。

なお、平成23年度は飲食店営業（一般飲食、中華料理、社交業、喫茶）の改正を予定している。

(6) 標準営業約款の登録普及促進について

標準営業約款については、これまでクリーニング業、理容業及び美容業で設定されており、平成17年からめん類飲食店業及び一般飲食店営業でも設定され、現在5業種について設定されている。

全国生活衛生営業指導センターにおいて、平成元年度から毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、特にこの期間における普及及び登録促進を実施するほか、本制度の普及促進のため、ホームページ(<http://www.seiei.or.jp/anan/smark.html>)や広報誌への掲載等による広報を行っている。各都道府県、保健所設置市及び特別区においても、約款の普及及び登録促進のため、地域広報誌への掲載、関係団体への協力依頼等を積極的に実施されるようご配慮をお願いする。特に、消費者に最も身近な市町村レベルでの広報の活用は、本制度の普及及び登録促進にとって効果的であるので、管下市町村等への要請方御配慮願いたい。

また、平成21年度から標準営業約款登録事業者に対しては、株式会社日本政策金融公庫の融資が一層低利に受けられることから、都道府県センターと連携を図り各営業者の登録促進に配慮願いたい。

なお、都道府県センターに標準営業約款制度の推進を図るための検討の場を未だ設置していない都道府県においては、同センターに対して早急に設置するよう指導をお願いする。

(7) 理容業・美容業について

① 理容師・美容師養成施設の指定等について

理容師養成施設及び美容師養成施設の指定等については、各地方厚生（支）局において実施しているところであるが、これらを円滑に実施するためには都道府県の御協力が不可欠であり、今後とも情報提供や立入調査等について格別の御協力をお願いする。

② 理容所及び美容所に対する指導監督等について

理容所及び美容所に対する指導監督については、その衛生水準を確保するために指導を実施していただいているが、理容師又は美容師の資格を有しない者による理容行為又は美容行為等不適切な業務や、理容所で美容師が働くといった混在勤務が行われることのないよう、より一層の指導監督の徹底をお願いする。

平成20年10月に、つけ爪に関する健康被害について独立行政法人国民生活センターから厚生労働省に情報提供があったことから、ネイルサロンの衛生措置に関する実態調査を実施し、平成22年9月に「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000scgw-att/2r985200000scm3.pdf>)」を定めたので、関係者に対して周知を図るとともに、衛生管理の指導又は助言に当たっての指針として活用されたい。

独立行政法人国民生活センターに対するまつ毛エクステンションの危害の相談が増加していることから、独立行政法人国民生活センターから厚生労働省に情報提供がされたところである。

まつ毛エクステンションは美容行為であり、業として行うに当たっては美容師の免許が必要である。管下の美容所等において、かかる行為により事故等の起こることのないよう営業者等に対し周知徹底を図るとともに、消費者に対してもホームページや広報誌などを活用することにより、まつ毛エクステンションによる健康被害について広く情報提供を行うなど、美容業務の適正な実施の確保を図られるよう、特段の御配慮をお願いする。

また、無資格者による施術など理容師法、美容師法違反のおそれのある事案に対する指導・監督の徹底を図っていただくとともに、特に悪質な事例については、検査機関と連携をとった上で告発も視野に入れた厳正な対応をお願いしたい。

③ 管理理容師・管理美容師指定講習事業について

平成22年5月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、「廃止（管理理容師・美容師講習の廃止）」という評価がなされた。

これを受け、検討会に管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループを設け、講習事業の在り方について検討を行い、

- ・これまでの「常時2名以上の事業所に1名」の配置を改め、「規模を問わず全事業所に1名」の配置とすること
 - ・顧客や保健所の問い合わせに対応するため、資格者の明示を行うこととすること
- を内容とする報告書（案）が取りまとめられたところ。

（8）クリーニング師の研修受講等の促進について

クリーニング師研修等事業については、平成22年5月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、「廃止（国による研修義務付けの見直し）」という評価がなされた。

これを受け、クリーニング師研修等事業ワーキンググループにおいて、研修等事業の在り方について検討を行い、

- ・取次所においてもクリーニング師又は業務従事者講習を受講した者を最低1名を確実に配置すること
- ・顧客や保健所の問い合わせに対応するため、資格者の明示を行うこととすること
- ・今後2年間で受講率の大幅向上を図ること

を内容とする報告書（案）が取りまとめられたところ。

このため、研修等を指定する各都道府県においては、クリーニング師の研修等の受講について、受講対象者の明確化、営業者に対する周知を徹底する等、受講促進のより一層の御配慮をお願いする。

（9）引火性溶剤を用いるドライクリーニング所について

今般、引火性溶剤を用いるドライクリーニング所における建築基準法の用途規制違反の事案が発覚したことを受け、「引火性溶剤管理ワーキングチーム」を設置し、引火性溶剤の管理等に係る安全対策について報告書を取りまとめた。本報告書を受け、「クリーニング所における衛生管理要領」の一部を改正したので、関係者に対して周知を図るとともに、衛生管理の指導に当たっての指針として活用されたい。

地方公共団体において、関係部局が連携し、新たに、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場が違法に立地することを防止する取り組みを進めが必要となることから、建築指導部局及び消防担当部局との連携に努めるようお願いする。

クリーニング事業者が建築基準法の違反是正措置を講じるため、違反是正に係る猶予期間、申請書類等の簡略化、申請手数料の減免等について、特定行政庁と協議を行う際には、都道府県センターとともにご協力をお願いする。

また、特定行政庁等との具体的な情報交換の状況について、実施される度にご回答いただくようお願いする。

(10) 旅館業について

① 旅館業法における構造設備要件について

旅館業法における構造設備基準について、旅館の玄関帳場が不要とできないか、民宿の客室面積を33m²以下にできないかといった規制改革及び特区の動向を踏まえ、その緩和の是非について検討を行うため、平成22年12月21日に第2回生活衛生関係営業等衛生問題検討会を開催したところであり、本年5月を目処に検討結果をとりまとめる予定としている。

② 旅館業法の適正な運用について

「テロの未然防止に関する行動計画」を踏まえ、平成17年4月に旅館業法施行規則の一部を改正し、日本国内に住所を有しない外国人が旅館等に宿泊する場合には、国籍及び旅券番号を宿泊者名簿の記載事項とともに、この措置の対象となる外国人宿泊客について、その旅券の写しの保存を求めるよう、旅館等の営業者が実施すべき措置の周知、指導の徹底をお願いしているところであるが、テロ対策のより徹底を図ることが求められていることから、周知通知の再発出、説明会の開催等により、引き続き関係団体及び営業者等に対する周知・指導の徹底をお願いする。

また、いわゆる「類似ラブホテル」については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部が改正され、平成23年1月1日から施行されたところであるが、関係機関と十分に連携しながら、適正な営業が確保されるよう引き続き指導の徹底をお願いする。

(11) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について

公衆浴場等を発生源とするレジオネラ症の発生・拡大防止対策として、引き続き、研修会等の実施を通じて営業者に対し周知徹底を図るとともに、レジオネラ症患者発生時における感染源の特定及び営業（使用）停止措置の早期実施や医療機関等への迅速な情報提供による感染者の早期発見などの実施をお願いする。

また、マンションや一般家庭における入浴設備、給湯設備等においては、公衆浴場等に準じて自主的な衛生管理が必要であることから、レジオネラ属菌に関する知識の普及、啓発を行うとともに、入浴設備等の衛生管理に関して、住民からの相談に応じるなどレジオネラ症の防止に御配慮をお願いする。

(12) ノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生防止対策の徹底について

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒に関する集団感染事例の発生に際しては、関係部局が密接な連携を図り、原因究明等の調査を徹底するようお願いするとともに、公表にあたっては、当該事例で推定される感染経路等、原因究明状況などを明らかにし、風評被害の防止に努めるよう、引き続きお願いする。

(13) 都道府県生活衛生営業指導センターの公益認定について

平成20年12月1日より新公益法人制度へ移行されたことに伴い、従来、民法第34条に基づいて設立された財団法人は、「特例民法法人」に自動的に移行された。

5年間(平成25年11月末まで)の移行期間の終了までに、「公益財団法人」へ移行するための「公益認定」を受けるか、「一般財団法人」へ移行するための「認可」を受ける必要がある(どちらかの手続を踏まない場合は解散)。

公益認定にあたっては、都道府県知事が設置する公益認定等審議会等(民間有識者からなる合議制の機関)の意見に基づいて行われることとなり、移行認定の基準(①定款の内容が法人法及び認定法に適合するものであること。②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条各号に掲げる基準に適合するものであること。)に基づいて行うことから、公益認定の申請先によって審査に違いが生じることはないとされている。

都道府県センターは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第57条の3の規定により都道府県知事の指定法人として設置され、その事業は同第57条の4に規定されており、生衛業の経営の健全化及び振興を通じて、衛生水準の維持向上を図り、利用者の利益を守ることを目的としていることから、都道府県においては、都道府県センターに対し、公益認定を受けるよう指導をお願いする。

2. 建築物等の衛生対策について

(1) 建築物衛生対策について

特定建築物の衛生対策については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号。以下「法」という。)に基づき推進しているところであるが、建築物の所有と管理の形態が多様化しており、特定建築物維持管理権原者を把握するため、法施行規則の一部改正を行い、特定建築物の届出事項に特定建築物維持管理権原者に係る事項を追加したところである。当該改正省令については、平成22年10月1日から施行されたところであり、今後の運用について御配慮をお願いしたい。

また、空気環境の調整等一部の建築物環境衛生管理基準については、不適合率が高止まりしていることから、引き続き立入検査等を通じた指導助言の強化をお願いしたい。

さらに、建築物環境衛生管理技術者の選任率については、改善傾向が見られるが、引き続き指導の徹底をお願いする。

(2) シックハウス対策について

住宅等の室内で、建材から放散する化学物質等を原因とした室内空気汚染等によ

る健康影響の問題、シックハウス症候群については、様々な要因が複雑に関係していると考えられ、これまで関係省庁において原因分析、防止対策、相談体制整備、研究、汚染住宅の改修等の総合的な対策が行われてきたところである。

このうち、厚生労働省の主な取組は以下のとおりである。

① 室内空気中の化学物質による健康影響等に関する研究等について

平成22年度は、これまでの研究成果を踏まえ、シックハウス症候群の全国規模での疫学調査及びシックハウス症候群の概念整理・診断基準に関する研究を行っているところである。

② 建材等から放散される化学物質の室内濃度指針値等の策定について

これまでにホルムアルデヒド等13物質の室内濃度指針値とTVOC（総揮発性有機化合物）の暫定目標値のほか、「室内空气中化学物質の測定マニュアル」及び「室内空气中化学物質についての相談マニュアル作成の手引き」を策定した。

各都道府県等においては、これらの活用等による、シックハウスに関する情報収集、普及啓発及び相談体制の充実について、引き続き特段の御配慮をお願いしたい。

3. その他

(1) 墓地を経営する特例民法法人に対する指導助言について

「公益法人制度改革に伴う「墓地経営・管理の指針」の解釈等について」（平成20年8月14日付け厚生労働省健康局生活衛生課長通知）において、「墓地経営・管理の指針」における公益法人には、公益認定法人が該当する旨お示しているところである。

新公益法人制度が施行された平成20年12月1日以降、新たな墓地経営を行う法人に対する墓地経営許可申請については適切にご対応していただいているものと考えるが、現在墓地経営を行っている所管の特例民法法人に対しても、移行期間内に公益認定法人に移行することができるよう、所要の指導・助言等をお願いしたい。

(2) 基礎自治体への権限委譲について

平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱において、基礎自治体への権限委譲をするとされた事項のうち法律改正により措置すべきものは、所要の一括法案を本年の通常国会に提出することとされており、生活衛生課関係では7つの法律が改正される（施行日は平成24年4月1日を予定）。円滑な施行に向けて準備をお願いしたい。

(3) 大臣表彰について

当課所管の大臣表彰については、以下のとおりであり、平成23年度においても昨年同様に実施することとしているので、7月1日までに被表彰者の推薦方よろしく御願いする。

① 生活衛生功労者表彰

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項に規定する営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上に特に顕著な功績があつた者を表彰。

② 理容師美容師養成功労者表彰

現に理容師又は美容師の養成施設経営者又は教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があつた者を表彰。

③ 建築物環境衛生功労者表彰

建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な成績があつた者を表彰。

(4) 生活衛生関係技術担当者研修会について

2月28日に開催予定の「生活衛生関係技術担当者研修会」において、レジオネラ対策や建築物衛生等に関する、最新の研究成果に基づく知見や各地方自治体の取組について紹介する予定であり、知見や情報の共有等のため、御参加をお願いしたい。

參 考 資 料

参考資料目次

1	平成23年度生活衛生課予算（案）等の概要	資-1
2	都道府県（都道府県生活衛生営業指導センター）への補助の概要	資-3
3	生活衛生営業経営指導員の公募の促進について（案）	資-4
4	平成23年度 株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付） 予算（案）の概要	資-8
5	株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の貸付制度概要	資-11
6	振興計画の認定状況	資-15
7	クリーニング師研修及び業務従事者講習の実施状況	資-19
8	クリーニング所における引火性溶剤への対応について	資-20
9	生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次報告書	資-21
10	クリーニング師研修等事業ワーキンググループ報告書（案）	資-47
11	管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ報告書（案）	資-60
12	入浴施設におけるレジオネラ症防止対策	資-68
13	建築物環境衛生対策関係資料 (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の概要 (2) 特定建築物の数及び建築物環境衛生管理技術者数の年次推移 (3) 登録営業所数の年次推移 (4) 講習機関等登録簿	資-70 資-71 資-72 資-73
14	基礎自治体への権限委譲に伴い改正が予定される法律	資-84
15	生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について	資-85

1. 平成23年度生活衛生課予算（案）等の概要

平成22年12月24日
厚生労働省健康局
生活衛生課

23年度予算案 [22年度予算額]

一般会計

2,289百万円 [2,165百万円]

I 生活衛生営業対策

行政刷新会議事業仕分けの評価結果を踏まえ、評価基準や国と県等の機能分担も含めた改革案に基づき、概算要求の内容を見直し、生活衛生関係営業への支援を実施する。

新 生活衛生関係営業対策事業費補助金 724百万円

各生活衛生関係営業の組合及び連合会の行う意欲的な事業に対しては、全国生活衛生営業指導センターを経由せず国から直接支援することとし、全国生活衛生営業指導センターについてはその役割の重点化を図り、シンクタンク機能及び情報提供機能を充実する。また、都道府県生活衛生営業指導センターによる生活衛生関係営業者に対する経営上必要な相談・指導等の充実を図る。

さらに、評価指標の導入を図り、事業の効果検証を実施する。

<全国生活衛生営業指導センターへの補助> 101百万円
・シンクタンク機能・情報提供機能の充実

<都道府県（都道府県生活衛生営業指導センター）への補助> 436百万円
・営業者に対する相談指導、消費者保護への重点化

<連合会、組合への直接補助> 188百万円
・自主的取組の推進、地域の福祉社会への貢献、
国際化への対応の支援

II 株式会社日本政策金融公庫補給金

1,532百万円 [1,229百万円]

株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付業務に係る補給金

III 建築物等環境衛生対策

9百万円 [11百万円]

日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）

1. 貸付計画額 1,200億円 [22年度 1,400億円]

2. 貸付制度の改善

(1) 振興事業貸付の貸付利率の創設

「振興事業にかかる事業計画書を作成した生活衛生融資制度」を創設し、運転資金及び設備資金ともに振興計画を策定した組合に所属する組合員が、事業計画書を策定するとともに一定の会計書類を備えている場合に、当該生活衛生営業者に対する通常の利率から更に0.15%低い貸付利率を適用するもの

(2) 振興事業貸付に係る特別利率適用施設設備の追加等

- ・旅館業に係る省エネルギー設備として宿泊者用の「電気自動車充電設備」を追加（一般貸付・振興事業貸付）
- ・飲食店等にかかる受動喫煙設備の延長（健康・福祉増進貸付）
- ・観光圏関連設備資金の特例措置の延長（一般貸付・振興事業貸付）
- ・クリーニング業を営む者に係る特別利率対象施設設備に「引火性溶剤対策設備」を追加（平成22年補正で措置。平成22年12月に前倒し実施）（一般貸付・振興事業貸付） 等

税制改正要望

(1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

共同利用施設の特別償却制度について、特別償却率を6%（現行8%）に引き下げた上、その適用期限を1年延長する。

なお、現行制度の適用実績が極めて低調であることに鑑み、生活衛生同業組合等の活動状況、本制度の利用状況等の分析、対象設備等に関する検証を踏まえ、制度の抜本的な見直しに向けた検討を行う。

(2) クリーニング業における特別償却制度の適用期限の延長〔所得税・法人税〕

公害防止用設備の特別償却制度について、特別償却率を8%（現行14%）に引き下げるとともに、対象設備のうち指定物質回収設備を中小企業者等が新增設をする指定物質の回収の用に供される装置を含むドライクリーニング機等に見直し（拡充）した上、その適用期限を1年延長する。

(3) ホテル・旅館の建物に係る固定資産税評価の見直し 〔固定資産税〕

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の建物に係る固定資産評価については、当該家屋の使用実態等を把握するとともに、家屋類型間の減価状況のバランスを考慮するための実態調査を行うなど、できるだけ速やかに検討を行う。

2. 都道府県（都道府県生活衛生営業指導センター）への補助の概要

○都道府県生活衛生営業指導センターへの補助 23' 予算案 (22' 予算額)
436百万円(0百万円)

1. 事業内容	千円	千円
(1) 人件費	294,057(0)	
相談指導等事業の実施に必要な職員の配置。		
(2) 相談指導事業	87,118(0)	
融資、税務、労務管理等の相談指導・消費者からの苦情に対する相談・指導。		
(3) 分野別調整等協議会等事業	1,143(0)	
大企業の進出等に関する分野調整、紛争の解決のための調整。		
(4) 情報化整備事業	7,691(0)	
生活衛生営業に関する情報の蓄積、システムの維持管理		
(5) 後継者育成支援事業費	23,077(0)	
生活衛生関係営業への就職を促進するため、インターンシップ制度を活用した後継者の育成支援事業を実施。		
(6) 健康・福祉対策推進事業費	16,450(0)	
地域社会との共存や福祉の増進など社会的要請に応える形の振興事業の実施。 新型インフルエンザ等の感染症等の拡大防止策の検討及び普及啓発の実施。		
(7) 消費者コールセンター事業費	6,367(0)	
消費者からの苦情相談体制を構築し、消費者の権利擁護の充実を図る。		

2. 創設年度 平成23年度

3. 補助先・補助率

(補助先) 都道府県（財団法人都道府県生活衛生営業指導センター）
(補助率) 1／2

4. その他

人件費については、相談指導事業の事業評価を行い、実績に応じた補助の実施
※評価方法の詳細は今後検討。

3 生活衛生営業経営指導員の公募の促進について（案）

（案）

健発 第 号

平成23年 月 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

生活衛生営業経営指導員の公募の促進について

生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）については、「生活衛生営業経営指導員制度について」（昭和49年4月11日環衛発第68号厚生省環境衛生局長通知）の別紙「生活衛生営業経営指導員設置要綱」に基づき配置していただいているところですが、平成22年6月10日に開催された行政事業レビュー公開プロセス及び平成22年11月15日に開催された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、経営指導員の過半数が都道府県OBであることが問題視されたところです。

また、国家公務員退職者が所管法人へ再就職することについても国民から厳しい批判を受けていることを踏まえると、都道府県退職者が経営指導員へ再就職することになった場合は、その人件費が国と都道府県からの補助金を財源としていることから、十分に国民の理解が得られる方法で採用がなされることが必要であると考えます。

については、新たに経営指導員を採用する場合には、経営指導員に求められる役割に照らし、専門知識、業務経験を公平公正に評価した公募による採用を実施いただくなど都道府県生活衛生営業指導センターの適正な運営に資する採用が実施されますよう同センターに対する指導方お願いします。

(参考)経営指導員の主要経歴及び相談指導顧問の設置状況

平成22年6月10日
行政事業レビュ
公開プロセス資料

○ 経営指導員のうち都道府県出身者については衛生関係のは通例として衛生関係の経験を有しており、これに金融機関出身者の経営指導員、又は税理士、中小企業診断士等の相談顧問を組み合わせて経営指導に応じている。

○ 経営指導員が県庁出身者のみであり、税理士、中小企業診断士等の顧問もいないところは5県のみである。

○ 全国生活衛生営業指導センターで、経営指導員への融資関係、衛生関係等の研修を行い、資質向上を図っている。

	経営指導員 人數	都道府県	日本公庫 民間融資團	商工金融團	相談指導顧問の有無(平成20年度)	税理士	中小企業診断士	弁護士	社会貢献活動士	その他
1 北海道	3	2	1			○	○			1
2 青森県	3	2				○	○			
3 岩手県	2	1		1		○	○			
4 宮城県	3	3				○	○			
5 秋田県	3	3								
6 山形県	2	1		1						
7 福島県	3	2		1		○	○			
8 茨城県	3	2	1			○	○			
9 栃木県	3	2	1			○	○			
10 群馬県	3	1	1	1		○	○			
11 埼玉県	3	2		1		○	○			
12 千葉県	3	3								
13 東京都	4	3		1		○	○			
14 神奈川県	4	2	2							
15 新潟県	3	1		2						
16 富山県	3	3				○	○			
17 石川県	3	3				○	○			
18 福井県	3	3				○	○			
19 山梨県	2	2				○	○			
20 長野県	3	2	1			○	○			
21 岐阜県	3	3				○	○			
22 静岡県	3	2	1			○	○			
23 愛知県	3	1	2			○	○			
24 三重県	3	2	1			○	○			
25 滋賀県	3	1		1		○	○			
26 京都府	3	1		2		○	○			
27 大阪府	3	2	1			○	○			
28 兵庫県	3	2	1			○	○			
29 奈良県	3	3				○	○			
30 和歌山县	3	2		1		○	○			
31 鳥取県	3	2		1						
32 島根県	3	2		1						
33 岡山県	3	3								
34 広島県	3	3								
35 山口県	2	2								
36 徳島県	3	1		1		○	○			
37 香川県	2	2				○	○			
38 愛媛県	2	1		1						
39 高知県	3	2		1		○	○			
40 福岡県	4	3	1			○	○			
41 佐賀県	2	1	1							
42 長崎県	2	2				○	○			
43 熊本県	3	2		1		○	○			
44 大分県	2	1		1						
45 宣傳県	4	3	1			○	○			
46 鹿児島県	3	2	1			○	○			
47 沖縄県	3					○	○			3
合計	136	94	21	8	4	9	21	17	12	1

※厚生労働省健康局生活衛生課調べ

(案)

健衛発 第 号
平成 23 年 月 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

生活衛生営業経営指導員の公募の促進等について

生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）の採用に当たっての公募の促進については、「生活衛生営業経営指導員の公募の促進について」（平成 23 年 月 日 健 発第 号 厚生労働省健康局長通知）により各都道府県知事あて通知しましたので、よろしくお取り計らい願います。

なお、経営指導員の配置状況（H22.4現在及びH23.4現在）を把握させていただきたいので、別紙様式に必要事項を記入いただき、平成 23 年 4 月 11 日（月）までに提出願います。

都道府県名
担当者名
電話番号

経営指導員の配置状況（H22.4月現在）

	都道府県センターでの役職	主要経歴	採用方法	最終職位	資格 1	資格 2	備考
1							
2							
3							
4							

経営指導員の配置状況（H23.4月現在）

	都道府県センターでの役職	主要経歴	採用方法	最終職位	資格 1	資格 2	備考
1							
2							
3							
4							

（記入要領）

- 主要経歴欄について
都道府県、日本公庫、民間金融機関、商工会議所、その他のうち該当するものを記入してください。
なお、その他の場合は、()書きで主要な経歴を記入してください。

- 採用方法欄について
主要経験欄が都道府県となつている方については、公募、非公募のうち該当するものを記入してください。

- 最終職位欄について
主要経験欄が都道府県となつていては、部局課室及び役職名を記入してください。

- 資格 1 欄について
「生活衛生営業経営指導員制度について」（昭和49年4月1日環衛第68号）の別紙「生活衛生営業指導員設置要綱」の第五資格の1～5のうち該当する番号を記入してください。

- 1 公認会計士、会計士補、計理士、税理士、中小企業診断士の資格を有するものであること。
- 2 大学卒業者であつて、生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有するものであること。
- 3 短期大学（専門学校、旧新高校を含む。）卒業者であつて、生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有するものであること。
- 4 生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年以上従事した者であつて都道府県知事が適当と認めたものであること。
- 5 1から4に規定するものと同等以上の経験、能力を有するものであつて、都道府県知事が適当と認めたものであること。

- 資格 2 欄について
公認会計士、税理士、中小企業診断士、医師、歯科医師、保健師等その方が有している資格を記入してください。

4. 平成23年度 株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付） 予算（案）の概要

1 貸付計画額	1,200億円
2 株式会社日本政策金融公庫補給金	15.3億円
3 貸付条件の改正等	
(1) 一般貸付・振興事業貸付の改善等	
ア 旅館業に係る省エネルギー設備に「電気自動車用充電設備」を追加し、適用利率を特別利率②とする。	
イ 省エネルギー設備に係る貸付利率について、特別利率②又は特別利率③（一般公衆浴場業については浴場利率）とする取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。	
ウ 観光圏関連設備資金に係る貸付利率を当初5年間について特別利率③等とする取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。	
エ 独立開業設備資金に係る勤務要件を変更する（10年以上→6年以上）	
(2) 振興事業貸付の改善等	
ア 理容業に係る特別利率適用施設設備のうち、「前洗髪設備」を「洗髪設備」に変更する。	
イ 振興事業に係る事業計画書を作成した生活衛生融資制度（仮称）の創設振興事業に係る事業計画書を策定し、一定の会計書類を備えている生活衛生営業者に対して、設備資金については、特利③から、運転資金については基準金利又は特利①から0.15%の金利低減を適用する。	
(3) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付	
ア 貸付限度額について、「1,000万円」を「1,500万円」とする取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。	
イ 貸付期間について、「設備資金にあっては7年以内、運転資金にあっては5年以内」を「設備資金にあっては10年以内、運転資金にあっては7年以内」とする取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。	

ウ 据置期間について、「6ヶ月以内」を「設備資金にあっては2年以内、運転資金にあっては1年以内」とする取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。

(4) 特例貸付の改善等

ア 環境対策等関連施設貸付

当該貸付の取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。

イ 事業安定等施設貸付

- (ア) 対象者に「振興計画に基づく事業を実施している生活衛生営業者以外の者」を追加し、貸付期間を15年以内、適用利率を特利①とする。
- (イ) 貸付要件の「事業の拡大等を行うこと」を削除する。
- (ウ) 当該貸付の取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。

ウ 健康・福祉増進関連事業施設貸付

当該貸付の取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。

(5) 特別貸付の改善等

生活衛生セーフティネット貸付

(ア) 経営環境変化対応資金

貸付限度額を、「平成23年3月31日時点において、振興運転資金貸付及び本資金の既往貸付残高の合計額が2,850万円を超えるものであって現貸決済を適用している貸付口については、既往借換部分を別枠とするが、下記の条件を踏まえるものとする。

- ・①5,700万円から既往貸付分（既往借換分を除く）を控除した金額（貸付可能額）と、②既往貸付分（既往借換分を除く）と、③別枠化した既往借換分をえた金額が1億1,400万円を超える場合は、超過額を①貸付可能額から控除する。
- ・平成23年4月以降に適用された現貸決済は別枠化しない。
- ・別枠化部分の再借換を可能とするが、その場合、別枠扱いが解除される。
- ・当措置は、地域の金融機関との協調支援体制維持の観点から特に必要と認められる場合に限る。」
に変更する。

(イ) 金融環境変化対応資金

- a 貸付限度3,000万円を4,000万円とする取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。
- b 貸付対象のうち、「経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引機関との取引状況が変化している者」の取扱期間を平成24年3月31日まで延長する。

5. 株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の貸付制度概要

（平成22年春予算）

(注1) その他公共交通事業にかかる賃金支給は、レジオネラ症の発生を防止するための設備資金に限る。
(注2) 平成6年6月現在クリニック棟を営んでいた者であつて、同日以後クリニック棟に勤務した者の半額。ただし、當付賃金額は4,800万円(特例賃金額)付の運転賃金を含む。(800万円)

区分	賃付対象		賃付限度額	賃付条件	貸付金種別	償還期限	担保及び保証人	取扱窓口
	種別	規範						
生活衛生関係改善特別資金貸付	一般賃付に同じ（注3）	従業員5人以下	1,500万円	経営改善利回り	経営改善に必要な設備資金及び運転資金	設備資金 運転資金	10年以内 7年以内	無担保・無保証人 各支店（直接貸付のみ）
衛生環境激変対策特別賃付	感覚症又は食中毒による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に着目している者で、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる者（種別及び規模は一般賃付に同じ）			基準利率 ただし、振興計画に基づくものは特利③	衛生環境の激変事由ごとに [別添] 1,000万円	一時的な業況悪化により支障を来している生活衛生関係営業者 の資金繫りを安定させるために必要な運転資金	5年以内 (特に必要な場合 7年以内)	一般貸付に同じ 1. 直接貸付 ・各支店 2. 代理貸付 ・銀行 ・信用組合 ・商工中金
別	【経営環境変化対応資金】 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合又は同小組合の組合員であつて現金貸付外的要因により売上等が減少しているものであつて、中長期的には業況が回復することができる見込まれる者（種別及び規模は一般賃付に同じ）			平成23年3月31日時点において、振興運転資金貸付及び本資金の既往貸付残高の合計額が2,850万円を超えるものである現実決済を適用していいる貸付口については、既往借換部分を引掉とするが、注①の条件を踏まえるものとする。	基準利率	経営基盤の強化を図るために必要な運転資金	5年以内 (特に必要な場合 8年以内)	一般貸付に同じ 1. 直接貸付 ・各支店 2. 代理貸付 ・銀行 ・信用組合 ・商工中金
賃付	【金融環境変化対応資金】 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合又は同小組合の組合員であつて金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繫りに困難を来している者であつて、中長期的には資金繫りが改善し経営が安定することが見込まれる者（種別及び規模は一般賃付に同じ）			[別添] 4,000万円	基準利率	金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする運転資金	5年以内 (特に必要な場合 8年以内)	一般貸付に同じ 1. 直接貸付 ・各支店 2. 代理貸付 ・銀行 ・信用組合 ・商工中金

(注3) その他公衆浴場業にかかる資金用途は、運転資金に限る。

(注4) ①5,700万円から既往貸付分（既往借換分を除く）を控除した金額（貸付可能額）と、②既往貸付分（既往借換分を除く）と、③別枠化した既往借換分を可能とするが、その場合、別枠扱いが解除される。

超過額を①貸付可能額から控除する。・平成23年4月以降に適用された既往貸付分は別枠化しない。

当指標は、地域の金融機関との協調支援体制維持の観点から特に必要と認められる場合に限る。

区分	貸付種別	対象機械	賃付限度額	賃付条件		償還期限	担保及び保証人	取扱窓口
				利率区分	資本金借入			
特 例 貸 付	【防災・環境対策資金】 生活衛生関係営業全種、理容師・美容師養成施設開設者 (種別及び規模は一般貸付と同じ)	環境対策等関連施設賃付	一般貸付又は振興事業賃付の 貸付限度額に3,000万円を上乗 せした額	・特別② ・振興計 画に基づ くもの及 びアスペ クト対策 開運は特 別③ ・一般公 衆浴場業 は浴場利 率	・店舗等の防火安全の確保、延焼に警する施設等(緊急地震速報 受信装置含む。)の導入及びアスベスの発生並びに飛散防止 のため必要となる設備資金	15年以内 ・振興計画に基づくもの は18年内 ・一般公衆浴場業は30年 以内	設備資金 ・振興計画に基づくもの は18年内 ・一般公衆浴場業は 30年内	1 直接貸付 ・各支店 2 代理貸付 ・銀行 ・信用組合 ・商工中金
	【雇用安定資金】 事業安定等設置賃付	生活衛生営業者(会社及び個人に限る)であつて、從来に比べ て事業所全体で新たに2人以上(中人以下)の企業借用 に該当する場合、従業員標準が20人以下の場合又は女性、若者 (30歳未満)若しくは高齢者(60歳以上)を雇用する場合は1人 以上の人事確保が見込まれる者 (種別及び規模は一般貸付と同じ)	一般貸付又は振興事業賃付の 貸付限度額に3,000万円を上乗 せした額	・特別① ・振興計 画に基づ くものは は特別② ・特別③	・厳しい経済環境の下で、人材確保に努めるとともに、企業体质 の強化を図るために必要な設備資金	15年以内 ・振興計画に基づくもの は18年内 ・一般公衆浴場業は 30年内	設備資金 ・振興計 画に基づ くものは は特別① ・特別③	1 一般貸付に同じ 2 一般貸付に同じ
	健 康 扶 祉 增 進 開 通 事 業 施 設 貸 付	【受動喫煙防止資金】 飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、興行場業、旅館 業、一般公衆浴場業及びサウナ営業 (種別及び規模は一般貸付と同じ)	一般貸付又は振興事業賃付の 貸付限度額に3,000万円を上乗 せした額	・特別② ・振興計 画に基づ くもの及 び一般公 衆浴場業 は特別③	・顧客の受動喫煙による影響を排除・減少させるために必要な設 備資金	15年以内 ・振興計画に基づくもの は18年内 ・一般公衆浴場業は 30年内	設備資金 ・振興計 画に基づ くものは は特別② ・特別③ ・運送費 金及び土 地は基準 利率	1 一般貸付に同じ 2 一般貸付に同じ
		【福祉増進事業施設資金】 生活衛生関係者であつて生活衛生営業指導センターから 「福祉増進事業施設等」である旨の証明を受けた者 (種別及び規模は一般貸付と同じ)	一般貸付又は振興事業賃付の 貸付限度額に3,000万円を上乗 せした額	・特別② ・振興計 画に基づ くものは は特別③ ・運送費 金及び土 地は基準 利率	・高齢者等の利用の円滑化等を図るために必要な設備資金及び運 送資金(組合等のみ)	15年以内 ・振興計 画に基づ くものは は特別② ・特別③ ・運送費 金及び土 地は基準 利率	設備資金 ・振興計 画に基づ くものは は特別② ・特別③ ・運送費 金及び土 地は基準 利率	1 一般貸付に同じ 2 一般貸付に同じ

(参考) 特別貸付等の取扱期間は以下のとおり

制 度	名	期 間
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付		平成24年3月31日まで (主務省からの差動の指示があった日から起算して6ヶ月までの末日まで)
生活衛生関係営業セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金 金融環境変化対応資金	平成24年3月31日まで
環境対策等開運施設貸付		平成24年3月31日まで (取引状況変化応付開運は平成24年3月31日まで)
事業安定等施設貸付		平成24年3月31日まで
健 康 扶 祉	福 祉 增 進 開 通 事 業 施 設 貸 付	平成24年3月31日まで

6. 振興計画の認定状況

振興計画の認定状況①

(平成22年4月1日現在)

クリーニング業 (振興指針告示57. 4. 1) 目標年度 25年度(延長)		飲食店営業(すし店) (振興指針告示57. 7. 29) 目標年度 25年度(延長)		理容業 (振興指針告示58. 12. 20) 目標年度 25年度(延長)		美容業 (振興指針告示58. 12. 20) 目標年度 25年度(延長)	
組合名	認定年月日	組合名	認定年月日	組合名	認定年月日	組合名	認定年月日
北海道	60. 1. 19	北海道	60. 7. 25	北海道	60. 8. 1	北海道	60. 7. 19
青森	60. 9. 25	青森	61. 10. 28	青森	61. 9. 6	青森	62. 11. 16
岩手	61. 7. 24	岩手	60. 8. 19	岩手	60. 7. 10	岩手	61. 7. 1
宮城	60. 12. 9	宮城	61. 12. 15	宮城	60. 7. 19	宮城	60. 7. 19
秋田	61. 3. 29	秋田	61. 12. 27	秋田	60. 4. 22	秋田	61. 7. 14
山形	60. 12. 27	山形	62. 3. 16	山形	60. 3. 26	山形	60. 10. 17
福島	61. 8. 7	福島	60. 11. 1	福島	60. 4. 4	福島	60. 9. 20
茨城	60. 4. 4	茨城	61. 10. 15	茨城	60. 3. 8	茨城	63. 3. 30
栃木	59. 12. 10	栃木	59. 10. 17	栃木	60. 2. 15	栃木	60. 1. 14
群馬	60. 8. 19	群馬	62. 4. 6	群馬	60. 4. 22	群馬	63. 4. 20
埼玉	59. 10. 29	埼玉	61. 4. 24	埼玉	60. 7. 16	埼玉	元. 4. 24
千葉	61. 7. 1	千葉	61. 5. 28	千葉	60. 4. 12	千葉	60. 12. 27
東京	60. 4. 12	東京	61. 8. 12	東京	60. 3. 29	東京	61. 8. 12
神奈川	60. 6. 24	神奈川	61. 7. 1	神奈川	59. 11. 21	神奈川	02. 8. 16
新潟	61. 12. 19	新潟	11. 11. 26	新潟	60. 4. 22	新潟	61. 11. 13
富山	61. 9. 6	富山	63. 6. 13	富山	60. 2. 7	富山	62. 7. 15
石川	60. 12. 9	石川	02. 4. 18	石川	59. 12. 10	石川	60. 9. 25
福井	62. 6. 23	福井	61. 10. 15	福井	60. 12. 3	福井	62. 11. 16
長崎	61. 11. 21	長崎	61. 12. 5	長崎	60. 8. 6	長崎	元. 4. 21
岐阜	58. 11. 15	岐阜	02. 10. 12	岐阜	60. 1. 29	岐阜	62. 7. 15
静岡	61. 12. 5	静岡	63. 3. 8	静岡	60. 1. 7	静岡	元. 5. 11
愛知	61. 9. 19	愛知	62. 1. 12	愛知	60. 8. 14	愛知	61. 9. 19
三重	60. 2. 22	三重	60. 6. 13	三重	60. 1. 14	三重	59. 10. 17
滋賀	61. 5. 14	滋賀	61. 7. 14	滋賀	60. 2. 22	滋賀	63. 2. 1
京都	61. 6. 23	京都	元. 4. 21	京都	60. 8. 31	京都	63. 9. 7
大阪	60. 10. 17	大阪	61. 10. 22	大阪	61. 10. 22	大阪	62. 9. 22
兵庫	60. 12. 12	兵庫	61. 9. 19	兵庫	60. 9. 25	兵庫	62. 8. 6
奈良	60. 11. 22	奈良	62. 1. 12	奈良	60. 1. 14	奈良	62. 10. 13
和歌山	60. 12. 14	和歌山	—	和歌山	60. 7. 16	和歌山	63. 2. 4
鳥取	61. 1. 16	鳥取	—	鳥取	60. 4. 22	鳥取	61. 10. 22
島根	62. 12. 14	島根	62. 2. 18	島根	60. 8. 14	島根	61. 10. 28
岡山	60. 10. 17	岡山	元. 10. 13	岡山	60. 8. 14	岡山	60. 10. 23
広島	62. 5. 22	広島	63. 7. 28	広島	60. 5. 23	広島	60. 7. 25
山口	60. 10. 25	山口	62. 11. 26	山口	60. 1. 7	山口	63. 11. 7
徳島	60. 10. 3	徳島	62. 5. 25	徳島	59. 10. 19	徳島	60. 10. 9
香川	62. 1. 12	香川	62. 11. 7	香川	60. 4. 19	香川	61. 11. 21
愛媛	60. 12. 9	愛媛	06. 7. 15	愛媛	60. 4. 15	愛媛	元. 7. 13
高知	61. 7. 14	高知	63. 3. 8	高知	60. 5. 22	高知	63. 4. 20
福井	60. 12. 23	福井	—	福井	60. 8. 19	福井	61. 10. 15
佐賀	60. 12. 12	佐賀	63. 6. 1	佐賀	60. 7. 16	佐賀	60. 7. 25
長崎	60. 10. 15	長崎	—	長崎	60. 9. 20	長崎	60. 9. 6
熊本	61. 6. 2	熊本	06. 10. 27	熊本	60. 8. 24	熊本	60. 9. 20
大分	61. 9. 5	大分	61. 12. 19	大分	60. 3. 8	大分	62. 4. 25
宮崎	60. 7. 9	宮崎	62. 8. 13	宮崎	60. 10. 17	宮崎	62. 7. 23
鹿児島	60. 10. 17	鹿児島	61. 3. 27	鹿児島	61. 5. 6	鹿児島	61. 8. 19
沖縄	60. 3. 20	沖縄	—	沖縄	60. 1. 7	沖縄	62. 6. 23
	62. 4. 17	沖縄	—	沖縄	62. 2. 6	沖縄	61. 7. 1
認定数47件 (47組合)		認定数41件 (43組合)		認定数47件 (47組合)		認定数47件 (47組合)	

(注) ——は振興計画未作成、——は組合が未設置であるもの

振興計画の認定状況②

(平成22年4月1日現在)

飲食店営業(めん類) (振興指針告示59. 8. 23) 目標年度 26年度(延長)		旅 館 業 (振興指針告示59. 8. 28) 目標年度 26年度(延長)		食 肉 販 売 業 (振興指針告示60. 12. 26) 目標年度 22年度(延長)		飲食店営業(一般飲食業) (振興指針告示62. 2. 27) 目標年度 23年度(延長)	
組合名	認定年月日	組合名	認定年月日	組合名	認定年月日	組合名	認定年月日
北海道	61. 12. 19	北海道	61. 12. 15	北海道	62. 2. 18	北海道	——
青森	——	青森	63. 7. 28	青森	61. 9. 19	青森	——
岩手	——	岩手	元. 9. 18	岩手	62. 5. 29	岩手	62. 11. 18
宮城	61. 6. 23	宮城	06. 4. 8	宮城	61. 10. 2	宮城	63. 2. 25
秋田	61. 3. 18	秋田	61. 11. 6	秋田	62. 2. 23	秋田	——
山形	62. 6. 18	山形	61. 10. 2	山形	62. 5. 22	山形	——
福島	61. 1. 16	福島	62. 3. 25	福島	62. 4. 25	福島	——
茨城	61. 10. 22	茨城	61. 11. 21	茨城	62. 11. 2	茨城	62. 12. 14
栃木	60. 11. 27	栃木	60. 10. 25	栃木	61. 10. 22	栃木	63. 8. 29
群馬	61. 10. 15	群馬	63. 4. 20	群馬	61. 10. 28	群馬	63. 4. 13
埼玉	61. 3. 31	埼玉	62. 10. 2	埼玉	61. 10. 22	埼玉	62. 12. 4
千葉	61. 8. 21	千葉	63. 3. 8	千葉	61. 10. 28	千葉	62. 12. 23
東京	60. 10. 9	東京	62. 3. 16	東京	61. 7. 29	東京	62. 11. 7
神奈川	60. 12. 9	神奈川	元. 8. 11	神奈川	61. 12. 27	神奈川	——
新潟	60. 11. 22	新潟	62. 2. 18	新潟	62. 11. 26	新潟	63. 1. 20
富山	60. 10. 23	富山	02. 7. 24	富山	——	富山	63. 9. 9
石川	61. 9. 19	石川	02. 7. 27	石川	——	石川	62. 7. 29
福井	60. 11. 12	福井	元. 12. 7	福井	13. 11. 12	福井	——
長崎	——	長崎	元. 8. 2	長崎	元. 3. 28	長崎	63. 3. 16
熊本	60. 11. 22	熊本	61. 12. 19	熊本	61. 12. 27	熊本	63. 3. 16
大分	——	大分	63. 9. 20	大分	62. 2. 27	大分	62. 8. 13
宮崎	60. 11. 12	宮崎	62. 6. 18	宮崎	61. 10. 22	宮崎	62. 10. 20
鹿児島	60. 9. 30	鹿児島	62. 10. 2	鹿児島	63. 1. 20	鹿児島	63. 4. 13
沖縄	60. 9. 30	沖縄	63. 12. 7	沖縄	62. 2. 27	沖縄	——
——	61. 4. 24	——	63. 11. 7	——	61. 12. 5	——	62. 10. 13
——	60. 11. 1	——	63. 10. 3	——	61. 10. 15	——	62. 11. 16
——	60. 10. 25	——	04. 5. 15	——	61. 10. 22	——	62. 8. 3
——	——	——	元. 8. 22	——	13. 11. 12	——	63. 2. 4
——	——	——	02. 7. 24	——	62. 8. 26	——	63. 3. 11
——	——	——	02. 4. 12	——	15. 9. 25	——	63. 7. 18
——	——	——	03. 3. 29	——	02. 11. 20	——	63. 3. 8
——	——	——	02. 11. 1	——	63. 5. 10	——	62. 11. 26
——	——	——	03. 8. 8	——	61. 9. 19	——	62. 11. 18
——	——	——	63. 8. 29	——	62. 5. 25	——	63. 2. 1
——	——	——	63. 6. 20	——	03. 9. 26	——	62. 7. 17
——	——	——	62. 12. 23	——	13. 12. 13	——	62. 9. 28
——	——	——	62. 10. 13	——	61. 10. 28	——	——
——	——	——	62. 7. 8	——	61. 11. 13	——	63. 5. 20
——	——	——	61. 8. 19	——	61. 11. 13	——	63. 1. 6
——	——	——	62. 3. 9	——	61. 12. 27	——	63. 2. 4
——	——	——	62. 5. 18	——	61. 12. 5	——	62. 11. 26
——	——	——	63. 2. 18	——	61. 10. 2	——	63. 1. 6
——	——	——	62. 3. 16	——	63. 1. 6	——	62. 9. 22
——	——	——	62. 10. 2	——	61. 8. 12	——	63. 3. 23
——	——	——	63. 2. 18	——	63. 3. 23	——	63. 10. 3
——	——	——	62. 8. 3	——	——	——	——
——	——	——	62. 1. 21	——	——	——	——
認定数23件(23組合)		認定数47件(47組合)		認定数44件(44組合)		認定数36件(36組合)	

(注) ■は振興計画未作成、—は組合が未設置であるもの

振興計画の認定状況③

(平成22年4月1日現在)

飲食店営業(中華料理業) (振興指針告示62.2.27) 目標年度 23年度(延長)		飲食店営業(料理業) (振興指針告示62.2.27) 目標年度 23年度(延長)		飲食店営業(社交業) (振興指針告示62.2.27) 目標年度 23年度(延長)		喫茶店営業 (振興指針告示62.2.27) 目標年度 23年度(延長)	
組合名	認定年月日	組合名	認定年月日	組合名	認定年月日	組合名	認定年月日
北海道	02. 5. 28	北海道	62. 12. 23	北海道	62. 11. 16	北海道	62. 8. 29
青森	—	青森	63. 8. 29	青森	63. 1. 20	青森	—
岩手	62. 11. 26	岩手	62. 11. 26	岩手	62. 10. 20	岩手	63. 1. 6
宮城	62. 9. 22	宮城	63. 12. 19	宮城	62. 10. 20	宮城	63. 10. 11
秋田	—	秋田	—	秋田	63. 2. 1	秋田	62. 11. 18
山形	—	山形	63. 3. 30	山形	63. 3. 11	山形	63. 3. 11
福島	62. 7. 17	福島	—	福島	62. 7. 29	福島	62. 7. 17
茨城	63. 1. 20	茨城	63. 6. 13	茨城	62. 12. 14	茨城	元. 1. 27
栃木	62. 12. 14	栃木	12. 8. 9	栃木	63. 3. 30	栃木	—
群馬	元. 4. 20	群馬	—	群馬	02. 4. 24	群馬	元. 5. 15
埼玉	63. 3. 30	埼玉	—	埼玉	—	埼玉	—
千葉	62. 8. 29	千葉	63. 3. 16	千葉	63. 3. 16	千葉	62. 11. 16
東京	62. 10. 13	東京	63. 1. 20	東京	63. 4. 28	東京	63. 5. 20
神奈川	62. 11. 7	神奈川	63. 8. 15	神奈川	63. 7. 11	神奈川	元. 10. 27
新潟	—	新潟	63. 9. 20	新潟	62. 12. 23	新潟	63. 4. 20
富山	62. 8. 26	富山	62. 9. 22	富山	63. 3. 11	富山	63. 4. 28
石川	—	石川	63. 1. 6	石川	02. 3. 15	石川	62. 11. 7
福井	—	福井	—	福井	—	福井	—
滋賀	04. 10. 15	滋賀	07. 2. 8	滋賀	63. 4. 20	滋賀	—
京都	—	京都	63. 7. 18	京都	63. 3. 11	京都	62. 9. 22
大阪	62. 12. 14	大阪	63. 2. 25	大阪	62. 12. 23	大阪	62. 8. 3
兵庫	—	兵庫	63. 8. 29	兵庫	63. 2. 4	兵庫	62. 9. 22
奈良	62. 8. 3	奈良	63. 3. 16	奈良	元. 8. 10	奈良	02. 10. 19
和歌	—	和歌	—	和歌	—	和歌	63. 12. 6
鳥取	—	鳥取	63. 8. 29	鳥取	04. 9. 22	鳥取	62. 11. 18
島根	62. 11. 26	島根	62. 12. 23	島根	62. 12. 14	島根	62. 9. 28
岡山	07. 12. 21	岡山	62. 11. 18	岡山	62. 11. 2	岡山	—
広島	—	広島	—	広島	—	広島	—
山口	—	山口	63. 8. 29	山口	63. 7. 18	山口	63. 7. 18
徳島	—	徳島	62. 11. 26	徳島	63. 2. 25	徳島	63. 12. 7
香川	—	香川	—	香川	62. 11. 18	香川	62. 9. 22
愛媛	—	愛媛	元. 4. 20	愛媛	63. 7. 11	愛媛	—
高知	62. 11. 7	高知	—	高知	04. 8. 17	高知	63. 7. 28
福井	62. 8. 6	福井	—	福井	63. 7. 28	福井	62. 8. 26
佐賀	—	佐賀	63. 4. 28	佐賀	08. 11. 12	佐賀	63. 5. 20
長崎	—	長崎	62. 8. 19	長崎	63. 5. 20	長崎	—
熊本	—	熊本	04. 3. 31	熊本	63. 2. 1	熊本	元. 3. 28
大分	—	大分	63. 4. 28	大分	63. 4. 20	大分	元. 4. 4
宮崎	—	宮崎	—	宮崎	63. 1. 6	宮崎	—
鹿児島	—	鹿児島	—	鹿児島	62. 11. 2	鹿児島	—
沖縄	—	沖縄	—	沖縄	63. 10. 3	沖縄	—
認定数20件(21組合)		認定数28件(30組合)		認定数37件(38組合)		認定数29件(30組合)	

(注) ■は振興計画未作成、—は組合が未設置であるもの

振興計画の認定状況④

(平成22年4月1日現在)

(注) ■は振興計画未作成、□は組合が未設置であるもの
資料:厚生労働省健康局生活衛生課

認定数 計515件
(575組合)

7. クリーニング師研修及び業務従事者講習の実施状況 (平成19~21年度)

クリーニング師研修実施状況

都道府県名	クリーニング師数 (a)	平成19~21年度の累計		受講率 (b)/(a)
		研修実施 回 数	受講者数 (b)	
北海道	2,188	15	723	33.0%
青森県	848	7	278	32.8%
岩手県	660	5	228	34.5%
宮城県	763	10	285	37.4%
秋田県	659	9	313	47.5%
山形県	567	6	292	51.5%
福島県	916	5	349	38.1%
茨城県	1,333	9	551	41.3%
栃木県	979	6	443	45.3%
群馬県	980	6	342	34.9%
埼玉県	2,702	7	598	22.1%
千葉県	2,409	17	1,109	46.0%
東京都	8,083	28	1,877	23.2%
神奈川県	5,012	17	1,070	21.3%
新潟県	1,725	13	661	38.3%
富山県	496	4	272	54.8%
石川県	609	7	236	38.8%
福井県	395	4	191	48.4%
山梨県	506	3	221	43.7%
長野県	969	12	359	37.0%
岐阜県	986	15	383	38.8%
静岡県	2,221	10	1,052	47.4%
愛知県	3,286	19	1,251	38.1%
三重県	1,020	8	270	26.5%
滋賀県	351	3	133	37.9%
京都府	1,323	5	443	33.5%
大阪府	3,662	8	554	15.1%
兵庫県	2,355	22	1,037	44.0%
奈良県	402	3	105	26.1%
和歌山県	696	6	132	19.0%
鳥取県	242	3	116	47.9%
島根県	347	9	132	38.0%
岡山県	704	3	183	26.0%
広島県	1,123	10	418	37.2%
山口県	505	3	164	32.5%
徳島県	350	3	110	31.4%
香川県	421	3	105	24.9%
愛媛県	732	3	218	29.8%
高知県	382	6	184	48.2%
福岡県	1,936	12	392	20.2%
佐賀県	364	3	204	56.0%
長崎県	675	6	145	21.5%
熊本県	834	7	288	34.5%
大分県	514	4	160	31.1%
宮崎県	507	3	264	52.1%
鹿児島県	750	7	263	35.1%
沖縄県	369	2	64	17.3%
全国計	59,856	376	19,168	32.0%

業務従事者講習実施状況

都道府県名	平成19~21年度の累計	
	講習実施 回 数	受講者数 (c)
北海道	15	707
青森県	6	162
岩手県	5	209
宮城県	11	470
秋田県	9	278
山形県	7	305
福島県	5	273
茨城県	8	211
栃木県	7	570
群馬県	6	293
埼玉県	6	328
千葉県	17	1,225
東京都	23	1,902
神奈川県	17	1,358
新潟県	13	657
富山県	3	91
石川県	3	83
福井県	3	26
山梨県	1	15
長野県	14	490
岐阜県	3	107
静岡県	12	535
愛知県	16	1,081
三重県	3	126
滋賀県	3	147
京都府	4	268
大阪府	3	141
兵庫県	15	628
奈良県	3	66
和歌山県	6	21
鳥取県	6	177
島根県	9	109
岡山県	3	66
広島県	3	202
山口県	3	142
徳島県	3	125
香川県	3	144
愛媛県	3	154
高知県	3	63
福岡県	8	327
佐賀県	2	85
長崎県	3	12
熊本県	6	213
大分県	3	35
宮崎県	3	73
鹿児島県	7	139
沖縄県	1	4
全国計	316	14,843

・クリーニング師数は平成19年度保健・衛生行政業務報告(厚生労働省)より

・研修実施回数及び受講者数は財団法人全国生活衛生営業指導センター調べ

・講習実施回数及び受講者数は財団法人全国生活衛生営業指導センター調べ

8. クリーニング所における引火性溶剤への対応について

1. 国土交通省の動きについて

平成21年7月以降、引火性溶剤（石油系溶剤等引火点を有する溶剤）を用いるドライクリーニング所における、建築基準法の用途規制違反の事案が発覚し、国土交通省において実態調査の実施や火災に対する安全対策の検討がなされてきた。

平成22年9月10日、安全対策に関する指針が発出され、同時に実態調査の結果が公表された。調査を行った約2万9千施設のうち、約1万4千施設が建築基準法の用途規制違反となっている。

2. 厚生労働省の動きについて

厚生労働省においても、平成22年5月、「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」の下に、「引火性溶剤管理ワーキングチーム」を設置し、引火性溶剤を用いるドライクリーニング所における引火性溶剤の管理等に係る安全対策について検討を行い、7月1日に開催されたワーキングチームにおいて、報告書を取りまとめたところである。

本報告書を踏まえ、9月16日に「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」を開催し、「クリーニング所における衛生管理要領」の改正について議論していただいたところであり、11月12日に地方公共団体等に通知した。

国民生活に密着した営業であるクリーニング業においては、国土交通省の指針に従い、適切に対処することが必要であり、9月10日、各都道府県等に対して、特定行政庁が行う是正措置等の取り組みに対する協力を要請したところである。

3. 関係機関とクリーニング業界団体との具体的な情報交換の状況について、実施される度に厚生労働省に回答いただくよう平成23年1月にお願いした。

4. ドライクリーニングを営む工場に関する建築基準法の用途規制について

	住居第一種低層専用地域	住居第二種低層専用地域	住居第一種中高層専用地域	住居第二種中高層専用地域	住居第一種地域	住居第二種地域	準住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場											
上記以外のドライクリーニングを営む工場	原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が50m ² 以下の工場										
	原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が150m ² 以下の工場										
	原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が150m ² を超える工場										

[] 建築できる用途

※この他、一定量以上の危険物の貯蔵又は処理に供する施設については、別途立地を制限。

[] 建築できない用途

ただし、特定行政庁が、個別に、当該用途地域における環境を害するおそれがない等と認めて許可した場合には立地可能

(注) 特定行政庁（建築基準法第2条第35号）

建築主事（建築確認を行う資格者）を置く市町村の区域については当該市町村の長、その他の市町村の区域については都道府県知事

9 生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次報告書

生活衛生関係営業の振興に 関する検討会 第1次報告書

平成22年12月24日

目 次

1. はじめに
2. 生衛業の特性
3. 生衛法に規定された措置
4. 助成（予算）の改革について
 - (1) これまでの補助金
 - (2) 行政刷新会議、厚生労働省行政事業レビュー公開プロセス
 - (3) 概算要求での対応
 - (4) 行政刷新会議による再仕分け
 - (5) 本検討会における改革案について
 - (6) 政府案決定（平成23年度）
5. 税制（租税特別措置）について
 - (1) 平成23年度生活衛生関係税制改正要望の概要
 - (2) 税制の適用実績
 - (3) 政府税制調査会での検討経過
 - (4) 平成23年度税制改正大綱
6. 資金の確保（融資）について
 - (1) 生活衛生関係貸付の内容と実績
 - (2) 減少する生活衛生貸付実績と拡大する資金需要
 - (3) 株式会社日本政策金融公庫法案等の審議に際しての国会附帯決議
 - (4) 政府案決定（平成23年度）
7. 今後の施策の方向性について
 - (1) 生衛業に係る規制・振興方策の現状と改革の方向性
 - (2) 「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」での対応
 - (3) 「地域保健対策検討会」での対応
 - (4) 生衛業に係る規制・振興方策の総合的推進
8. おわりに

1. はじめに

我が国の国民生活を支えている生活衛生関係営業（以下、「生衛業」という。）は、衛生水準を確保しながら安全で安心なサービスを提供し、雇用の維持・確保の面においても大きな役割を担っているが、その営業の大半が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であり、適切な衛生水準の維持向上等が阻害される傾向にあることから、衛生規制とあわせて様々な政策支援策が講じられている。

生衛業の振興に関する方策については、平成21年8月に、厚生労働省において、今後の生衛業振興施策の具体的方向性を明らかにする「今後の生活衛生関係営業の振興に関する検討会中間報告」（以下、「中間報告」という。）がとりまとめられ、その実現に向けて、取り組みが始まったところであり、我が国の生衛業振興施策は、今までに転換期にある。

こうしたなか、平成22年5月24日に開催された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、生活衛生振興助成費等補助金（補助先：（財）全国生活衛生営業指導センター（以下、「全国センター」という。））、が「廃止（説明責任を果たしつつ、政策目標を達成する上でより効果的な仕組みにより行うべき）」とされ、さらに平成22年6月10日に開催された厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスにおいて、生活衛生営業指導費補助金（補助先：都道府県）が「廃止（直ちに）」とされ、平成22年11月15日に開催された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、生活衛生関係営業対策事業費補助金等（全国センター、都道府県、生活衛生同業組合連合会（以下、「連合会」という。）及び生活衛生同業組合（以下、「組合」という。））が「廃止」とされたところである。

このため、本検討会では、行政刷新会議及び厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスの評価結果を踏まえた改革を行うことを基本的な考え方として、第1回を平成22年9月30日に開催し、生活衛生関係補助金については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下、「生衛法」という。）の趣旨を踏まえた政策目的の達成状況が検証可能な効果的なものとするための方策や重点化すべき事業の在り方、全国センター・都道府県生活衛生営業指

導センター（以下、「都道府県センター」という。）が今後果たすべき役割等を、クリーニング師研修等事業及び管理理容師・管理美容師指定講習事業については、実態の把握や制度の在り方を含め全5回にわたり検討を行った。

今般、本検討会としてこれまでの議論を整理し、本報告書を取りまとめたので報告する。

2. 生衛業の特性

生衛業は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業など、国民生活に不可欠なサービスを提供する営業であり、衛生的で安心できるサービスを提供するため、様々な衛生規制の下で活動している。

我が国の生衛業に携わる事業者の大部分は経営基盤が脆弱な中小零細企業であるため、経営の安定化により、適切な衛生水準を確保することが必要である。

生衛業の事業の規模については、その7割が従業員5人以下の小規模事業者であり、かつ個人経営が9割近くを占めている。

生衛業の活動規模は我が国の経済活動の中でも相当の規模を有し、また、雇用面でも大きな役割を担っており、理容業、美容業、クリーニング業など一定の資格や技術に基づきサービスを提供するのが特色である。

（生衛業の規模）

事業所 約121万事業所（全事業所の21%）

従業員数 約628万人（全産業の12%）

収入額 約27兆円（サービス業全体の18%）

さらに、生衛業は、商店街や住宅地などで、生活に密着したサービスを提供しており、町を活性化し、地域住民の生活に潤いを与えるなど地域コミュニティ機能を果たすとともに、高齢者や障害者への支援、環境保全対策、災害支援対策等各種の国の施策への協力の担い手であることから、生衛業の振興は重要となっており、生衛業の活力向上が地域経済の活性化のキーとなっている。

しかし、少子高齢化に伴う労働力人口の減少や高齢化により、生衛業においても、若年層の採用難や従業員の高齢化等といった雇用問題の深刻化や、事業承継や技能承継の困難化が懸念されている。

生衛業における経営者（店舗責任者）の60歳以上の割合は、厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」によれば、浴場業で70%、クリーニング業で66%、飲食店で62%となっており、高齢化及び後継者の確保難に対する対応が喫緊の課題となっているため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取れた職場環境の整備や、従業員の意欲のみならず生産性や定着率の向上、女性や障害者を始めとする多様な人材の能力活用を促進し、我が国の生衛業の活性化を図ることが求められる。

また、これまで生衛業においては、少子高齢化は制約面がややもすると強調され、成長の足かせと見られてきたが、生衛業には雇用創出や生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活の基盤を支える役割など多面的機能を含んでおり、生衛業の充実による社会的サービスへのアクセス確保を通じた、生活者が安心して暮らせる「支え合いと活気ある社会」の実現と地域の活性化が、今後ますます期待されており、生衛業の支援に要する政策資源については政府が責任を持って確保を図るべきある。

3. 生衛法に規定された措置

国民の生活に極めて深い関係のある生衛業については、経営基盤が脆弱な中小零細事業者が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすく、衛生水準の確保や消費者保護等への取組みが重要であることから、生衛業における、経営の健全化、衛生水準の向上等目的とした生衛法により、政府は生衛業者の自主的活動を支援している（業界の要望をもとに、昭和32年に議員立法により制定。）

生衛法は、組合による自主的活動の促進、生活衛生営業指導センターによる経営指導等の他、振興方策として、助成（予算）、減価償却の特例（税制）、資金の確保（融資）がそれぞれ規定されている。

なお、生衛法については、昭和54年の第8次改正において経営

の一層の健全化と利用者の利益を図ることを目的として「振興事業制度」、「標準営業約款制度」、「環境衛生営業指導センター制度」等が創設され、さらに、平成12年の第16次改正においては、環境衛生関係営業を取り巻く状況に的確に対応するため、①法律の題名及び目的規定に生活衛生関係営業の「振興」が追加、②環境衛生同業組合等の事業に「組合員の営業に係る地域社会の福祉の増進に関する事業の実施に資する事業」を追加、③国及び地方公共団体の環境衛生同業組合等に対する援助の努力義務規定を追加、④「環境衛生」を「生活衛生」に改めるなど、社会構造や経済構造の変化に即応した改正が行われてきている。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（抄）
(昭和32年6月3日法律第164号)

（目的）

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

（資金の確保）

第56条の4 政府は、前条第1項の規定による認定を受けた振興計画（以下「認定計画」という。）に基づく振興事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

（減価償却の特例）

第56条の5 第56条の3第1項の規定による認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。

（助成等）

第63条 国は、都道府県が、都道府県指導センターの行う事業に要する経費について補助する場合には、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該補助に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、全国指導センターに対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

第63条の2 国及び地方公共団体は、営業者の組織の自主的活動の促進を通じて生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、組合、小組合及び連合会に対して必要な助成その他の援助を行うよう努めなければな

らない。

4. 助成（予算）の改革について

（1）これまでの補助金

これまで、①連合会及び組合の健全な発達と衛生水準の向上、消費者（利用者）の利益擁護の観点から生活衛生関係営業者の経営の健全化を図ることを目的とした「生活衛生振興助成費等補助金（補助先：全国センター）」と、②生活衛生関係営業の経営の健全化を通じた衛生水準の維持向上、安心・快適な生活衛生環境作りを衛生的観点から推進することを目的とした「生活衛生営業指導費補助金（補助先：都道府県）」の2つの補助金を国は交付してきた。

（2）行政刷新会議、厚生労働省行政事業レビュー公開プロセス

平成22年5月24日に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる「事業仕分け第2弾」に「生活衛生振興助成費等補助金」が取り上げられ、「国が何かしらのサポートを行うべきであること、この事業の目的自体には大きな疑問を持っていない。十分な説明と効果測定を行っていただきたい。」との取りまとめコメントが付され、「廃止」との評価結果が下された。

また、平成22年6月10日に行われた、厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスに「生活衛生営業指導費補助金」が取り上げられ、これについても「事業の廃止（直ちに）」という評価結果が下された。

これを受けて、長浜博行厚生労働副大臣（当時）から「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律が議員立法により成立していること、しかも昭和54年に補助金を制定したときも議員立法によりなされている特徴がある。」の発言があり、その予算の取扱いについては厚生労働省政務三役で検討することとなった。

（3）概算要求での対応

平成22年8月の平成23年度予算概算要求に際し、厚生労働

省政務三役で検討された結果、既存の2つの補助金を廃止の上、その内容をゼロベースで見直し、新たに「生活衛生関係営業対策事業費補助金」を創設して概算要求を行った。

これにあわせ、行政刷新会議及び厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスの評価結果を踏まえた改革を行うため、本検討会を厚生労働省に設けることとされ、第1回の検討会が9月30日に開催された。

(4) 行政刷新会議による再仕分け

平成22年11月15日に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる「事業仕分け第3弾（再仕分け）」において、新たに概算要求した「生活衛生関係営業対策事業費補助金」が取り上げられ、「廃止」との評価結果を受けた。

取りまとめコメントとして

- 集計結果を踏まえ、一旦廃止とさせていただく。多くの評価者が指摘しているように、単なる看板の掛け替えとなっている。
 - 改革案を検討していることは説明いただいたが、予算要求している事業内容については、何ら見直しがなされていない。見直しは不十分であるという評価である。
 - 一旦と申し上げたが、評価基準や国と県、商工会の機能分担も含めて改革案を検討していただきたい、事業内容を見直した上で要求していただきたい。
- とのコメントが付された。

これを受けて、同再仕分けに出席した小林正夫厚生労働大臣政務官から「本日の（行政刷新会議ワーキンググループによる）審議を踏まえ、検討会で検討を進めて行く。生衛法が多くの生活衛生関係営業者の方々の声を受け、議員立法により成立している経過も踏まえ、年末の予算編成には、厚生労働省政務三役でしっかりと対応して参りたい。」との発言がなされた。

(5) 本検討会における改革案について

本検討会では、行政刷新会議及び厚生労働省行政事業レビュ

一公開プロセスの評価結果及び生衛業の特性・現状、中間報告に基づく取組の状況を踏まえて改革を行うことが必要との認識のもと、以下のとおり改革の基本的方向性と改革の具体的方策をとりまとめた。

①改革の基本的方向性

財政的支援を用いた生衛業の振興については、これまで、「予算配分が硬直化して、現場の求める必要性に即応できていない」との指摘がなされてきた。

我が国の生衛業が本来有する成長力を發揮し、国民生活の安心と希望を確保するため、今後、以下の基本的考え方沿って改革を強力に進めるべきである。

○生衛業は、中小零細事業者が大部分であるため、生衛法の趣旨（経営の健全化、衛生水準の向上、消費者の利益擁護）を踏まえ、振興と規制が一体となって経営の健全化、衛生水準の向上を図ることが必要である。

○行政刷新会議事業仕分けの評価結果を踏まえ、概算要求の内容については、評価基準や国と県、商工会の機能分担も含めた改革案を検討し、事業内容を抜本的に見直すことが必要である。

○事業内容の見直しに当たっては、無駄遣いの根絶を強力に進めるとともに、国民目線で事業の必要性を総点検し、真に必要性や効果の高い分野に重点配分されるよう、最大限の努力をすることが必要である。

○効果測定が不十分との指摘を踏まえ、定性的・定量的評価指標を導入し、厚生労働省に新たに設置する審査・評価委員会（仮称）において有識者による効果検証を実施し、事業評価の結果を予算配分に反映することが必要である。

○現場に近い連合会、組合等へ効果的な補助を実施するため、全国センター経由の補助は廃止し、審査・評価委員会（仮称）において、申請のあった事業について評価を実施し、国から直接補助を行うことが必要である。

○都道府県センターにおいて、より効果的な経営指導員による相談指導が実施されるよう評価を実施し、評価結果に応

じた人件費補助額の配分が必要である。

②改革の具体的方策

①に示された基本的考え方沿って、以下の改革の具体的方策について、政府は速やかに対応を行うべきである。

ア 全国センター、都道府県センターの役割の明確化

(ア) 全国センター

○シンクタンク機能の強化

- ・本格的な人口減少と高齢化の到来、地域社会の変化、経済社会のグローバル化が進行するなか、新たな「生衛業のあるべき姿」を構築するための処方箋の提示が求められている。
- ・このため、専門家の知見を取り込むことにより、重要課題の設定や政策提言、事業効果の調査を行えるよう、全国センターの調査研究基盤を早急に整備し、シンクタンク機能を強化すべきである。

○情報提供機能の強化

- ・サービスの改善に資するよう、インターネットメディア等を活用した消費者・事業者への相談など、全国センターの情報提供機能を更に強化すべきである。
- ・その際は、これまで構築してきたネットワークを最大限に活用し、現場の情報や消費者情報の収集を的確に行い、迅速かつ信頼性の高い情報発信に努めること。

○危機管理、国際化への対応の支援

- ・国内民需の低迷を受け、国外の成長機会の取り込みとして中国・東南アジア等からの訪日外国人旅行者を新たな顧客ターゲット層に掲げる事業者が、旅館業、飲食業、公衆浴場業を中心に増加してきている。
- ・また、訪日外国人旅行者に対しては、外国語での衛生関連の情報提供やトコジラミ(南京虫)対策等の新たな衛生問題への対応が生じてきている。
- ・こうした構造変化に都道府県センターや連合会が各営業者に適切な支援機能が果たせるよう、全国センターの危

機管理・国際化に対する機能を強化すべきである。

(イ) 都道府県センター

○消費者保護、後継者育成支援への対応強化

- ・生衛業は性別・年齢を問わず生活に密着したサービスであるがゆえに、トラブルも多い特性を有していることから、消費者保護に対する相談支援を効果的に実施する仕組みを強化するなど、充実を図るべきである。
- ・生衛業は地域の健康・福祉対策の一翼を担うほか、地域における雇用の受け皿となっているが、事業者の急激な高齢化に伴い、後継者確保が喫緊の課題となっている。このため、生衛業への就業を促すため、後継者育成支援事業での取り組みを更に促進すべきである。
- ・地域の商工会など各種支援機関との連携策についても検討すべきである。

○総合調整機能の強化

- ・依然として厳しい経営環境のなか、一部において人口の年齢構成の変化に着目した高齢者需要の取り込みやサービスの高付加価値化、訪日外国人需要など新たな成長機会の取り込みの動きが見られる。
- ・しかし、こうした取り組みは経営資源が限られる個々の事業者のみでの対応は難しい側面があることから、高度かつ専門的な知恵、ノウハウ、ネットワークにより個々の事業者の強みを活かすことのできる総合調整機能(ハブ機能)の役割を都道府県センターが果たしていくことが重要である。
- ・これにより、地域に蓄積されている地域資源を活用した営業が可能となり、地域経済の活性化の形成につながることが期待される。
- ・また、急速なIT(情報技術)の進展により、生衛業においてもインターネットを通じた販売の増加やインターネット上で行う広告・販売戦略(Webマーケティング)の重要性が指摘されていることから、ITを有効に

利活用した経営を実践できるよう、都道府県センターが必要な支援を積極的に行っていくことが望まれる。

(ウ) 具体的な補助金の改革

○事業実施団体への直接補助の導入

- a. 従来の全国センターを経由した間接補助を改め、事業実施者（全国センター、都道府県、各連合会・組合）への直接補助に切り替えるべきである。
- b. 特に中小の団体からの懸念を払拭できるよう、厚生労働省は簡明な交付要綱等を作成するとともに、自主事業と補助事業の区分経理が図られるようにすべきである。
- c. 補助対象事業は、単なるパンフレット、リーフレットの配付ではなく、今日的課題への取り組み（例えばクリーニング業への引火性溶剤対策などの研修会や講習会等）など生衛業者にとって補助事業の顔が見える事業へ重点化すべきである。

○都道府県センターの経営指導員の適材適所な配置が徹底されるよう、都道府県に要請

- a. 経営戦略や資金調達(融資)等の経営課題について、マーケティング、法務・財務・税務等の専門的見地からきめ細かくサポートできる知識・経験を有する者を配置すべき。
- b. このため、都道府県OBの斡旋ではなく、公募方式を導入し、業務についての専門知識、業務経験を公平・公正に評価した採用を実施すべき。

○事業の効率化

- a. 全国センターについては以下の措置を講ずること。
 - ・連合会等への助成事業は厚生労働省が直接、募集採択を実施する方法に改め、定額的な配分から評価に基づく配分にすべきである。

- ・都道府県センターや連合会への巡回指導や会議については明確な指導目標をもった内容に重点化し、研修については指導員の質の向上につながる高度な研修に重点化すること。
 - ・後継者育成支援事業については現場に近い都道府県センターが地域の実情に応じて柔軟に実施できるよう、都道府県センター事業に転換すべきである。その際は、地方公共団体に応分の負担を求めるべきである。
 - ・役割を終えた経営改善推進事業等は廃止すべきである。
- b. 都道府県センターについては以下の措置を講ずること。
- ・経営指導員等が行う相談指導については、事業評価を実施し、実績に応じて削減を行うべきである。
 - ・相談指導事業は、弁護士・税理士等の専門相談指導を除き経費を削減し、国の補助対象は事業評価に結びつく相談指導に重点化すべきである。
 - ・その他の事業については、評価基準に沿った評価を実施し、効果が見える事業に重点化すべきである。
 - ・役割を終えた活性化事業（まちおこし推進事業等）は廃止し、都道府県センターが地域の実情に応じて実施する事業については、事業評価の仕組みを取り入れて実施すべきである。
- c. 人件費の効率化を図るべきである。

○受益者支援の拡充

- ・受益者の自主性及び創意工夫を活かせるよう、直接事業を実施する連合会・組合への補助を拡充すべきである。
- ・あわせて、中小の団体からの煩雑な事務負担が増えることへの懸念を払拭できるよう簡明な交付要綱等を作成するよう留意すべきである。

- ・また、自主事業と補助事業の区分経理が図られるよう、厚生労働省は指導体制を確立すべきである。

イ 評価指標の設定、事業評価の実施

(ア) 評価指標の作成

○生衛業に係る政策支援は、国民生活全般との関わりが深く、国民に対する説明責任と施策の有効性が強く要請されている。

○事業の実施に当たっては、これまでも、全国センター一分については、全国センター内に事業審査委員会を設けて審査を実施し、事業の質の向上に寄与してきた経緯があるが、審査方法や項目が事業毎に異なること等から、事業の内容や質、政策目的との関係性が不十分との指摘につながった。

○また、都道府県センター分については別途、都道府県の申請に基づき厚生労働省で審査してきた経緯があり、一体的かつ統合的な事業審査と評価が出来ない仕組みとなっていた。

○このため、補助金の事業の実施に当たっては、達成する成果（アウトカム）を具体的に分かりやすく明示し、その達成度をできるだけ客観的に検証することの出来るよう「評価指標」を定め、事業（政策効果）を定期的に評価し、その検証結果を政策立案・運営に適切にフィードバックを実施することを通じて、事業の改善に向けた持続的な取り組みが行われる仕組みを整備し、国民生活の質の向上、社会経済の発展に寄していくことが重要である。

(イ) 審査・実施・評価プロセスの国（透明性の高いプロセス）での一元管理

○事業の採択に偏重しない成果（結果）重視のプロセスを確立すべきである。

○横並び一律補助を廃したメリハリの利いた採択をす

べきである。

(ウ) 厚生労働省に中立的立場の者から構成される「審査・評価委員会（仮称）」を設置

- 現状では、全国センター分は全国センターに設置の審査委員会で決定し、都道府県分は厚生労働省で決定している分立した仕組みとなっているが、これを改め、厚生労働省に設置する「審査・評価委員会（仮称）」において、一元的に取り扱うことが必要である。
- 審査・評価委員会（仮称）において、補助金の仕組みの改革に向けた持続的な提言を行うことが必要である（不断の改革）。
- 生衛業の振興に意欲ある事業者の意見を反映する仕組みの構築と着実な実施が必要である。

ウ 法の目的（生衛業の振興、公衆衛生）に相応しい仕組みへの改革

- 生衛業の振興に意欲ある事業者の意見を反映する仕組みを構築すべきである。

(ア) 補助事業で実施することが相応しく、実施している事業

- ・その場合でも、事業の特性等に応じて、達成目標（終期）が明確か、必要性・効率性（費用対効果）・有効性等の観点から適切に評価を行う仕組みを構築すること。
- ・事業効果を把握する際には、それに要するコスト、得られる結果の分析精度、評価を実施する者の能力等を考慮しつつ、事業の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うこととするが、定量的把握が困難な場合は、できる限り客観的なデータや事実を用い、事業効果を定性的に把握する手法を用いること。

(イ) 本来、補助事業で実施することが相応しいのに、実

施できていない事業

- ・なにが阻害要因になっているか、「審査・評価委員会（仮称）」において問題点を把握するとともに、その原因を分析し、解決策を導く仕組みを構築すること。
- ・「審査・評価委員会（仮称）」において、生衛業の振興に意欲ある事業者の意見を反映する仕組みを構築すること。

（ウ）本来、補助事業で実施することが相応しくない事業

- ・無駄使いの根絶を徹底する観点から、不採択又は廃止、見直しの措置を講ずる仕組みを構築すること。

（6）政府案決定（平成23年度）

平成23年度の生活衛生関係補助金に係る予算は、上記の改革方策に沿って概算要求内容の見直しを行い、724百万円で決定された。

5. 税制（租税特別措置）について

（1）平成23年度生活衛生関係税制改正要望の概要

- ①生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長（法人税）

生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を平成24年度末まで2年間延長する。

- ②公害防止用設備の特別償却制度の延長（所得税、法人税）

公害防止用の特定設備（300万円以上の活性炭吸着装置）の取得に係る特別償却制度の適用期限を平成23年度末まで1年間延長する。

- ③ホテル・旅館の建物に係る固定資産税評価の見直し
(固定資産税)

ホテル・旅館の用に係る建物に係る固定資産税評価について、その評価を適正化するため、使用実態に即した見直しを行う。

(2) 税制の適用実績

租税特別措置は、税負担の公平の原則の例外であることから、平成22年度税制改正大綱において、租税特別措置のゼロベースでの見直しが求められており、特に、存続期間が比較的長期にわたっている措置(10年超)や適用件数が比較的少ない措置(2桁台以下)等については、厳格に判断することとされている。

こうしたなか、生活衛生関係の租税特別措置の適用実績は僅少となっている。

①生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却(法人税)

本措置の適用件数は、平成14年度から平成21年度まで実績がなく、平成22年度に1件と、非常に少なくなっている。

②公害防止用設備の特別償却制度

本措置の適用対象である処理能力30kg以上の活性炭吸着回収装置の設置割合は、平成16年度で82.7%、平成18年度で84.2%、平成20年度で84.2%となっている(いずれも厚生労働省調査「ドライクリーニングにおける溶剤の使用管理状況に関する調査」による)。

(3) 政府税制調査会での検討経過

平成22年11月13日の0(ゼロ)次査定、平成22年11月30日の1次査定において、生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長及び公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長については、いずれも「認められない」との査定がなされた。

しかし、政府税制調査会の場において、当該税制について、生衛業の特性、環境問題等による有用性が審議され平成22年12月3日の2次査定において、償却率等を見直ししたうえで制度の延長が認められることとなった。

また、ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直しについては、平成24年度以降の検討課題とすることとされた。

(4) 平成23年度税制改正大綱

平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)

において生活衛生関係営業に関連する主な内容は、以下のとおりである。

○生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却

共同利用施設の特別償却制度について、特別償却率を6%(現行8%)に引き下げた上、その適用期限を1年延長します。なお、本制度のあり方については、検討事項に明記します。

※検討事項

共同利用施設の特別償却制度については、現行制度の適用実績が極めて低調であることに鑑み、生活衛生同業組合等の活動状況、本制度の利用状況等の分析、対象設備等に関する検証を踏まえ、制度の抜本的な見直しに向けた検討を行います。

○公害防止用設備の特別償却制度

公害防止用設備の特別償却制度について、特別償却率を8%(現行14%)に引き下げるとともに、対象設備のうち指定物質回収設備を中小企業者等が新增設をする指定物質の回収の用に供される装置を含むドライクリーニング機等に見直した上、その適用期限を1年延長します(所得税についても同様とします。)

○ホテル・旅館の建物に係る固定資産税評価の見直し

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価については、当該家屋の使用実態等を把握するとともに、家屋類型間の減価状況のバランスを考慮するための実態調査を行うなど、できるだけ速やかに検討を行います。

6. 資金の確保（融資）について

(1) 生活衛生関係貸付の内容と実績

昭和42年に設立された「環境衛生金融公庫」による生衛業

者に対する貸付は、平成11年度に国民金融公庫との統合により発足した国民生活金融公庫へ引き継がれ、現在は平成20年に発足した株式会社日本政策金融公庫(以下、「日本公庫」という。)へと引き継がれている。

生活衛生貸付の内容については、振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員への設備資金及び運転資金の貸付である「振興事業貸付」と生衛業者全般への設備資金の貸付である「一般貸付」等がある。

平成11年度からの貸付実績について見てみると、平成11年度の2,048億円をピークに年々減少しており、平成21年度には625億円(平成11年度比：30.5%)まで落ち込んでいる。

(2) 減少する生活衛生貸付実績と拡大する資金需要

年々減少する生活衛生貸付であるが、日本公庫の生活衛生貸付以外の生衛業者に対する普通貸付の実績額は、平成13年から平成17年度までは僅かながら減少しているが、平成18年度からは増加に転じ、平成21年度では平成13年度比136%の1,663億円まで増加しており、生衛業者の膨らむ資金需要に対し、生活衛生貸付が十分に対応できていない状況が見受けられる。

(3) 株式会社日本政策金融公庫法案等の審議に際しての国会附帯決議

○衆議院内閣委員会附帯決議(平成19年4月24日)【抜粋】

新公庫の組織設計・運営に当たっては、業務の態様に応じた区分を明確にして内部組織を編成し、専門能力を有する職員の窓口配置・育成を適切に行うなど、利用者の利便性の維持・向上に努めること。特に、国民一般のうち生活衛生関係営業者については、個人営業者等零細な事業者が多いこと、また、公衆衛生の向上に資することが求められることから、引き続き、融資目的や業務の態様を踏まえた、きめ細かい対応を図ることにより、生活衛生関係営業者が融資や利便性について不安をもつことのないよう、新公庫の運営に当たって十分配慮すること。

○参議院内閣委員会附帯決議(平成19年5月17日)【抜粋】

三 新公庫の組織設計・運営に当たり、特に、生活衛生関係営業者については、個人営業者等零細な事業者が多いことや公衆衛生の向上に資する事業であることを踏まえ、引き続き、きめ細かい対応が行われるよう、十分に配慮すること。

(4) 政府案決定（平成23年度）

平成23年度の生活衛生貸付の貸付規模(枠)は、1,200億円で決定された。

また、運転資金及び設備資金とともに振興計画を策定した組合に所属する組合員が、事業計画書を策定し一定の会計書類を備えた場合に、通常の利率より0.15%低く貸付利率を適用する制度（「振興事業にかかる事業計画書を作成した生活衛生融資制度」）を創設した。

なお、融資については、税制と同様、制度の活用が低迷している状況があり、その分析と活用方策の検討を行うべきである。

7. 今後の施策の方向性について

(1) 生衛業に係る規制・振興方策の現状と改革の方向性

○事業振興策の課題と改革の方向性

(課題)

- ・生活衛生対策は、生衛法をもとに、公衆衛生の見地から規制面のみならず、振興対策も実施しており、規制と振興の双方の対策の実施により国民生活の安定に寄与してきている。
- ・振興方策のうち税制及び融資制度については、厳しい経済状態、生衛組合非加入事業者の増加、税制・融資の認知度合の低下等を背景として、活用実績が低調となってきており、政策資源の有効活用の観点からも問題である。
- ・税制及び融資制度については、振興方策の重要な政策ツールであり、これまでにも、国、日本公庫、全国センター、都道府県センター等においてインターネットやパンフレットなど多様な手法を通じて各種制度の周知徹底に努力してきたところであるが、明確な戦略のもと、各媒体及びチャネルを通じて提供する情報を営業者の視点に立って整理・充実させるとともに、低調となっている要因について精緻な分析を行い、真に望ましい制度の在り方についても検討を進めることが必要である。

(改革の方向性)

- ・生活衛生関係補助金の不断の改革
- ・税制・融資制度の活性化
- ・日本公庫と都道府県センターの連携強化
- ・都道府県センターと保健所の連携強化
- ・都道府県センターと商工会の連携強化

○生衛業者の課題

(課題)

- ・連合会や組合等の組合組織においては、組合員の高齢化や後継者確保難、新規開業者の組合未加入による組合員の減少などを背景として、組合の組織率が低下してきている。
- ・中小零細の経営規模が多い生衛業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、今後、少子高齢化や環境・エネルギー制約といった国内制約が高まるところから、引き続き、予算・税制・融資を中心とする政策支援を通じた措置を講ずる必要がある。

(改革の方向性)

- ・活力ある事業者の育成
 - ・税制・融資制度の活性化など政策支援方策の検討
- ・魅力ある組合への誘導
 - ・組合員の要請に迅速かつ的確に応えられる組合活動へ

○衛生規制の課題

(課題)

- ・住民に身近な対人保健行政が都道府県行政から市町村行政に移行し、保健所が集約・機能強化するなか、生活衛生関係については市町村単位に行政組織がないことから、各営業者との距離感が拡大している。

(改革の方向性)

- ・保健所の機能強化
 - ・専門的かつ技術的拠点としての機能強化(環境衛生監視員の資質向上等)

- ・調査研究の推進
- ・情報の共有・管理

(2) 「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」での対応

- 行政刷新会議の評価結果を踏まえ、「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」において「生活衛生関係補助金の改革案」に係る検討を進め、「審査・評価委員会(仮称)」で対応することが結論づけられたことを受け、事業評価の実施に向けて、「審査・評価委員会(仮称)」の在り方や事業評価の方法などを総合的に検討する場を「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」に設け、平成23年3月を目途に結論を得ることとする。
- 生衛業者が税制及び融資制度等の政策支援制度を活用して経営の健全化を適切に図られるよう、現状の活用状況を踏まえ、税制及び融資制度に係る活用支援方策の在り方や有効的な制度の在り方などを総合的に検討する場を「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」に設け、平成23年6月若しくは7月を目途に結論を得ることとする。

(3) 「地域保健対策検討会」での対応

- 生衛業が直面する課題に対処するため、第一線で対物保健を実施する保健所の機能強化等の方策を「地域保健対策検討会」で検討する。

(4) 生衛業に係る規制・振興方策の総合的推進

- 規制・振興方策の双方を強化しつつ、連携を強化する仕組みを構築する。
 - ・規制・振興方策の双方を強化
 - ・ニーズの変化や地域の実情に応じ柔軟かつ機動的な対応ができる衛生対策のあり方や科学的な根拠に基づいた指導方策について検討する。
 - ・少子高齢化や環境・エネルギー制約など国内制約が高まるなか、持続可能な力強い生衛業を育てるため、予算・税制

- ・融資を一体的に改革し、組合を中心とした対策の再構築を図る。
- ・規制・振興方策の連携を強化
 - ・都道府県の規制部門との問題意識の共有により、地域保健対策との連携強化を図る。
 - ・規制・振興方策の連携を強化するための基盤整備(調査研究の推進、情報の共有・管理)を推進する。

○こうした方策を実施するためには、国と地方自治体、関係機関や生衛業者等の緊密な連携のもと、総合的な施策を実施することが不可欠であり、国をはじめ関係機関には、公衆衛生の向上と国民生活の安定確保に万全を尽くすことが責務であることを認識し、強いイニシアチブと確固たる戦略の下、不断の改革を進めることを求めたい。

8. おわりに

本検討会においては、行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分け及び厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスにおける評価結果を受け、生活衛生関係補助金の在り方や全国センター・都道府県センターが今後果たすべき役割等について検討を行い、第1次報告書としてとりまとめた。

今回の報告は、行政刷新会議から指摘のあった効果測定の可能な効果的な補助金制度の在り方や厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスからの指摘のあった国、自治体、団体等の役割について提言したものである。

本検討会の当初の目的は、政策目的の達成状況が検証可能な補助金の仕組みや全国センター、都道府県センターの果たすべき役割を中心であったが、検討を進める中で、予算のみならず、税制、融資も含めた生衛業の総合的な振興方策の必要性や保健所などによる衛生規制当局と都道府県センター・日本公庫等の生活衛生関係営業の振興に関する関係者と組合との連携強化といった課題について更なる検討を進めが必要との結論に至った。

これまでの予算等の措置については、事業仕分けの対象にされたこ

となどを鑑みれば、社会構造や経済構造の変化に十分に即応できず、結果として生衛業の発展や国民生活の向上に、効果的・効率的に結びついていない側面があつたものとの認識を共有した。

今回の報告では、予算等の内容について、生衛業の振興と国民生活の向上を図る観点から、平成23年7月頃までの更なる改革を具体的に求めるものである。

これは、事業仕分けにより指摘された事業内容の見直しの趣旨を具体化しようとするものであり、その改革内容については広く国民に説明することが求められる。

今後、本検討会に設置したワーキンググループで取りまとめが進められているクリーニング師研修等事業及び管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方について報告を取りまとめるとともに、予算、税制、融資を通じた新しい振興策について検討を深める必要がある。

本報告書を契機として、生衛業の重要性や生衛業に対する規制・振興方策について国民的関心と支持を得て、望ましい改革が着実に実行されることを期待したい。

生活衛生関係営業の振興に関する検討会構成員名簿
(敬称略、五十音順)

青山 亨	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会会長
池田 誠	東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課長 (全国環境衛生・廃棄物関係課長会常任副会長)
井元 弘	(財)全国生活衛生営業指導センター理事長
梅田 次郎	(株)日本能率協会コンサルティング・行政経営アドバイザー
大澤 元毅	国立保健医療科学院建築衛生部長
大森 利夫	全国理容生活衛生同業組合連合会理事長
加藤 隆	全国飲食業生活衛生同業組合連合会会长
古座野茂夫	厚生労働省行政モニター(元・神奈川県愛川町助役)
武井 寿	早稲田大学商学学術院教授
谷本 義広	(財)滋賀県生活衛生営業指導センター専務理事
飛松 純一	東京大学大学院法学政治学研究科准教授 (森・濱田松本法律事務所)
芳賀 康浩	青山学院大学経営学部教授
○原田 一郎	東海大学教養学部教授
前野 春枝	(社)全国消費生活相談員協会参与
増田 雅暢	(株)日本政策金融公庫国民生活事業本部生活衛生融資部長
三根 卓司	全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長
山岡 真弓	(財)京都府生活衛生営業指導センター指導部長

(○ : 座長)

計 17 名

これまでの検討経緯

本検討会は、以下の通り合計5回開催され、生活衛生関係補助金の在り方や全国センター・都道府県センターが今後果たすべき役割、クリーニング師研修等事業及び管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方等について検討を行った。

□第1回 平成22年9月30日

事業仕分けの経過、今後の議論の進め方について確認を行った。

□第2回 平成22年10月14日

平成23年度概算要求の確認と、生活衛生関係補助金の事業評価の在り方について議論を行った。

□第3回 平成22年11月11日

関係者からのヒアリングを行い、生活衛生関係補助金の改革案について議論を行った。

□第4回 平成22年11月25日

関係者からのヒアリングを実施するとともに、生活衛生関係補助金の改革案、クリーニング師研修等事業及び管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方について議論を行った。

□第5回 平成22年12月9日

生活衛生関係営業の振興に関する検討会報告書骨子案、ワーキンググループの設置について議論を行った。

10. クリーニング師研修等事業ワーキンググループ 報告書（案）

平成23年1月20日

1. はじめに

クリーニング師研修等制度は、衣料素材の多様化や加工技術の複雑化、利用者ニーズの変化への対応など経営上の課題に対応するための知識及び技能の向上を目的に、昭和63年のクリーニング業法の一部改正により設けられた。本制度は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い指定した研修等であり、現状では、全都道府県から財団法人全国生活衛生営業指導センターが指定されており、その一部は都道府県生活衛生営業指導センターが実施している。

当該研修制度については、平成22年5月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、「内容はともかく、この制度自体がうまくいっていない、本研修の意義が不明確、そもそも国の事業として行う正統性がない、といったコメントがあった。民間で行われることであれば、品質が落ちれば淘汰されていくわけで、品質向上の話は業界内で行えばよいこと。国が義務付ける必要性についての納得の得られる回答はなかった。結論としては権限付与自体の廃止だが、内容としては、国が義務付けること自体を見直す、行うにしても中身について精査する、ということを結論としたい。」との理由により「廃止（国による研修義務付けの見直し）」という評価がなされたところである。

これを受け、クリーニング師研修等事業の在り方や研修内容等について検討を行うため、本年10月より、4回にわたり検討が行われ、今般、クリーニング師研修等事業の在り方をまとめたので報告する。

2. 現状

(1) クリーニング師について

① クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験（試験科目：衛生法規・公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識及び技能）に合格した者に付与されている。

（参考） クリーニング師 免許件数：1,028件 （平成21年度内）

従業クリーニング師数：56,547人 （平成21年末）

厚生労働省「衛生行政報告例」

② クリーニング師は、公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識等を有し、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者であり、施設、設備等の衛生管理、洗濯物の適正な処理、有機溶剤等の適正な使用管理等について常に指導的立場から関与することが期待されている。

③ 営業者は、クリーニング所（取次所を除く。）ごとに、一人以上のクリーニング師

を置かなければならない。

- ④ 都道府県知事は、厚生労働大臣の定める基準に従い、クリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定する。クリーニング師は、業務に従事した後一年以内に当該研修を受けるものとする。その後は、三年を超えない期間ごとに研修を受けるものとすることが、クリーニング業法第8条の2、クリーニング業法施行規則第10条の2に規定されている。

(参考) 研修実施状況

研修受講者数：19,168 (平成19～21年度の累計) → 受講率32.0%

厚生労働省「衛生行政報告例」、全国生活衛生営業指導センター調べ

(2) 業務従事者について

- ① 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。営業者は、クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から一年以内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数（その数が1に満たないときは1とする）の者を選び、その者に対し講習を受けさせるものとする。その後は、三年を超えない期間ごとに同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせるものとすることが、クリーニング業法第8条の3、クリーニング業法施行規則第10条の3に規定されている。

- ② 業務は、クリーニング業務に関する衛生管理とクリーニング業法施行規則第10条の3に規定されている。

(参考) 講習実施状況

講習受講者数：14,843 (平成19～21年度の累計)

全国生活衛生営業指導センター調べ

(3) クリーニング師研修、業務従事者講習について

- ① 研修、講習に関する科目、時間数は、「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について」（平成元年3月27日衛指第46号厚生省生活衛生局長通知）により、次の通り定められている。

科目	時間数
衛生法規及び公衆衛生 1 クリーニング業法の解説、2 卫生法規の概要 3 公衆衛生の概要、4 クリーニング業と公衆衛生	1時間以上
洗たく物の受取、保管及び引渡し	1時間以上

1 受取、保管及び引渡し、2 品質表示と取扱い 3 消費者への説明及び苦情	
洗たく物の処理 1 ドライクリーニング、2 ランドリー、3 特殊クリーニング 4 溶剤と洗剤、5 洗たく物の消毒	1時間以上
繊維及び繊維製品 1 繊維の種類、2 繊維の鑑別、3 繊維製品の製法	1時間以上

- ② 必要に応じ、研修又は講習の修了後、受講者より、レポートを提出させ、研修又は講習の成果を確認することとなっている。
- ③ 受講料の上限額は、クリーニング師研修が5,000円、業務従事者講習が4,500円と「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施について」(平成13年3月30日健衛発第33号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)により定められている。
- ④ 研修、講習の実施主体の選定方法・指定手続きは次の通りである。
- 都道府県知事が指定した研修、講習
 - 研修等の主催者から研修等指定申請書を都道府県知事に提出し、申請を行う。

<第一型研修等指定申請書> ※第一型研修等：出席して受講する研修等

 - (1) 研修等の主催者の名称及び所在地
 - (2) 研修等の種類及び開催年月日
 - (3) 第一型研修等の科目及び時間数
 - (4) 第一型研修等の会場の名称及び所在地
 - (5) 講師の氏名及び略歴
 - (6) 受講予定人員
 - (7) 受講料

を記載し、原則として年度ごとに申請

<第二型研修等指定申請書> ※第二型研修等：通信制の研修等

 - (1) 第二型研修等の主催者の名称及び所在地
 - (2) 研修等の種類
 - (3) 受講申込手続き及び受付期間
 - (4) 第二型研修等の科目及びレポートの課題
 - (5) 受講対象者
 - (6) 受講料

を記載し、原則として年度ごとに申請
- 都道府県知事は、研修等の適正な運営を図るため、研修等の主催者を指導する。
- 研修等が修了したときは、主催者において研修等実施状況報告書を作成し、都道府

県知事に提出する。

○研修等の主催者は、民法第34条に規定する公益法人（※）であって研修及び講習を適正かつ確実に行うことができると認められるもの。

（※公益法人制度改革後においては、公益認定を受けた法人あるいは特例民法法人）

3. クリーニング師研修、業務従事者講習事業の在り方について

クリーニング業界においては、技術革新、消費者、経営環境、法規制等の環境変化が毎年のように発生している。また、国民生活センターに寄せられる消費生活相談情報は、1984年の開始当初は5万件弱であったが、2000年度には50万件を超え、2004年度は192万件にまで増加し、2005年度以降は、減少化傾向にあるが、毎年90万～100万件程度の消費生活相談情報が寄せられている。クリーニングに関する消費者相談（苦情等）について、割合（相談件数の順位）は低下しているものの、件数は相当あるということで、消費者の意識も高度化しているところである。

クリーニング業は、利用者の洗濯物を一定期間預かり、処理し、引き渡しするサービスであり、クリーニング事業者が業を行うに当たっては、衛生、技術など業を行うにあたって、総合的な知識を必要とされていること、毎年のようにクリーニング業に多大な影響を与える環境（技術革新、新素材、環境等に関する法規制）の変化があること、クリーニングに関する消費生活相談件数は減少傾向にあるものの相当数であること、業界全体のレベルアップを図る必要があること、意欲的な事業者の育成が必要であること、零細企業が多い生活衛生関係営業では自主努力に限界があることから、クリーニング師には定期的な研修受講を義務づけることに合理性が認められるということがワーキンググループの結論であった。

一方で、行政刷新会議が指摘したように30%程度といった低い受講率を見ると、制度の体をなさないとの指摘ももつともあり、仮に制度を存続させる場合には、行政、研修主催者、事業者団体、事業者の各関係者が制度の意義への認識を再確認し、受講率向上に向けて取り組むことが必要である。その場合、研修の内容についても、研修効果の高い内容に継続的に改善していくことが必要である。また、最初にクリーニング師研修を受講する際の研修内容と、2度目以降に、最新の衛生、経営上の知識取得を目的とした研修内容とに重点の違いを設けることも一方策との結論が得られた。

また、クリーニング師が実質的な責任者であれば、1クリーニング所に複数のクリーニング師がいた場合、全員が研修を受ける必要があるのかどうか。小規模なクリーニング所であれば1人が研修を受けることで十分ではないか、一方、大規模なクリーニング所であれば1人ではなく、複数が研修を受ける方が良いのではないか、こうした意見が出された。

業務従事者は、クリーニング業務に関する衛生管理を行うこととなっており、全ての業務従事者が一定の講習を受講する必要があると考える。しかし、現行の業務従事者講習に関して、5人に1人受講しなければならないことについては必ずしも合理的な理由がない。公衆衛生の知識を全員必要とするか、また、国の制度として位置付ける必要があるか議論が必要である。

さらに、事業所数では7割程度を占める取次所においてもクリーニング業が顧客から物を一定期間預かり、洗濯して返却するサービスの性質は変わらず、取次所でのトラブルも発生していること、新しい形態の取次所も現れていることから、制度を存続させる場合には、むしろ、取次所において、最低1人は定期的に講習を受ける仕組みとすることが適当ではないかとの議論が出された。

以上を踏まえ、本ワーキンググループとしての改革の提言は、下記の通りである。

- ・ クリーニング業には、衛生、環境、技術、法令等の大きな環境変化が毎年のように起こっていることから、クリーニング師研修、業務従事者講習は必要であり、消費者への適切な対応を促す観点からも、以下に掲げる改革を行うことを前提に制度として存続させることが適当である。また、研修等の頻度は、現行通り3年に一度が適切である。
- ・ 取次所等においても、適切な消費者対応が必要との観点は変わらないことから、クリーニング師又は講習を受講した業務従事者を確実に1名配置すべきである。
- ・ 現行では、クリーニング師全員に3年に一度の講習の義務づけをしつつ、受講率が3割程度にとどまるなど、制度の存続への疑問が出される状況にあり、逆に、クリーニング所に最新の知識を有する者が1名もいないこともあるなど、制度の趣旨の実現が確認できない状態にある。これは、制度の管理にあたる関係者、制度への参加者が深い反省を要する。
- ・ 高まる消費者の意識、関係行政庁への適切な対応を促す観点からは、各クリーニング所に1名が最新の知識を持っていることを確実にし、それを主任クリーニング師として明示させ、衛生面の責任者としての位置づけを明確にすべきである。取次所、無店舗取次店についても、最新の研修を受講したクリーニング師又は講習を受講した業務従事者を明示させる。
- ・ クリーニング師の全員に定期的（3年に一度）の研修受講を求めるかについては、現行の低い受講率を前提とすれば、本ワーキンググループとしての結論は、事業所に確実に1名、最新知識を取得する者を配置することが優先課題であって、全員に研修受講を求めないとの結論とする。
- ・ ただし、クリーニング業に関する構成員から、本ワーキンググループの結論とりまとめてに当たって、関係行政庁（国、都道府県等）、消費者団体、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生指導センター等の幅広い関係者の協力を得つつ、受講率の早期向上を前提に「クリーニング師全員の定期的な講習」の存続要望があり、本ワーキンググループとして、今後2年間で受講率を倍増させるといった目標実現に向け、関係者で一致団結して取り組むこととし、それまでの間、経過的に、全員受講の仕組みを存続することを合意した。
- ・ 業務従事者については、現行通り、5名につき1名の割合での講習受講を提言する。

利用者（消費者）の視点からの研修、講習、また、受講者であるクリーニング師、業務從

事者本位の研修、講習が求められており、こうした観点に立って、具体的な研修内容について、以下の通り議論がなされた。

(1) 研修、講習科目について

クリーニング業を含む生活衛生関係営業は国民に対して常に衛生的で安心できるサービスの提供、地域社会への貢献が求められている。クリーニング師、業務従事者及びクリーニング業界全体に求められているものを研修、講習で実施することが必要である。

内容の見直し

- ・カリキュラムに平成16年の法改正の内容（利用者の利益の擁護）、消費者行政、営業者の観点の追加
- ・環境に関する規制、建築基準法等時代に応じたテキスト、副教材の作成
- ・継続受講者は、新しい課題等を重点的に研修することとし、内容を少なくする
- ・講義の形態の時間は減らしつつ、講師の適切な進行を前提として、出席者間による議論や情報交換を盛り込み、研修をより実践的な内容に改善することが考えられる 等

(2) 研修、講習成果の確認

クリーニング師研修、業務従事者講習の修了証書を掲示する等、消費者に対する情報開示を行うべきとの結論となった。研修の修得具合を適切に評価する必要があるのではないかとの結論となった。

なお、修得具合を評価する方法として修了試験、論文作成、議論等が考えられ、効果的な方法として、上述の出席者による議論が考えられる。研修、講習に議論を盛り込むにあたっては、効果的な議論を行うためには、講師の養成が必要となる。

(3) 研修、講習時間について

継続受講者は、新しい課題等を重点的に研修するとともに、講師の指導下でのレポートと意見交換を行い、実践的な内容としてはどうかとの結論となった。

実施曜日、実施場所を多様化し、受講者に配慮した体制に努めるとともに、通信制の活用を図るのはどうかとの結論となった。

(4) 講師について

地域間又は講師の格差が生じていることが考えられることから、講師が使用するテキストの作成、講師が集まり意見交換を行うことにより講師の資質の向上を図ることも重要である。

- ・講習内容に応じて、講師を選任するとともに、講師相互の意見交換等により、講師の資質の向上、講師間の格差の解消に努めることとする。

・なお、DVDの活用など、統一的な教材の活用も考慮する。

(5) 研修、講習の実施機関、受講料について

現行制度は、厚生労働大臣が定める基準（講習の内容、時間等）により、都道府県が実施機関を指定する仕組みであり、妥当であるとの結論となった。

また、当該講習は、全て受講者からの負担に基づき実施していることから、今後とも受講者数に応じた適切な受講料とすることが必要である。

(6) 行政の指導監督及び現況確認の在り方について

事業者団体、保健所が改革の内容を踏まえ、受講促進の呼びかけを徹底してはどうかとの結論となった。

クリーニング所等の届出内容や事業内容については、基本的には保健所で現況確認を行っているところであるが、都道府県、保健所と研修等事業を実施している都道府県生活衛生営業指導センターとの連携が必ずしも十分でないこと、個人情報保護への配慮もあり、都道府県生活衛生営業指導センターの研修予定者の把握には地域により大きな違いがある。今回の改革の趣旨と上記の事情を踏まえ、報告の様式・内容及び都道府県生活衛生営業指導センターとの情報共有について厚生労働省が地方公共団体に対して、技術的助言を出すことが望ましい。

(7) その他について

研修受講者数の把握のために、統計の整備について検討してはどうかとの結論となった。

また、受講者の講習後の意見を集約し、継続的に講習の改善を図るようにしてはどうかとの結論となった。

クリーニング師について、受講率を引き上げるための方策について、以上のような意見があつたが、これらは各々実施すればいいというものではなく、関係者（厚生労働省から都道府県を通じて対応、全国生活衛生営業指導センターから都道府県生活衛生営業指導センターを通じて対応、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会から各クリーニング生活衛生同業組合への呼びかけと協力）が総合的に実施し、期間を定めて目標を明確にした受講率向上が必須である。

なお、当該制度について広く国民からの意見を聞くため、パブリックコメントを実施し、国民からの意見を聴取したところである。

4. おわりに

本ワーキンググループにおいては、行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおける評価結果を受け、クリーニング師研修等事業の在り方や研修内容等について検討を行い、本報告書をとりまとめた。

クリーニング師研修等事業ワーキンググループ構成員

青山 亨 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会会長
海老原忠男 東京都クリーニング生活衛生同業組合理事
加藤 一良 (財)神奈川県生活衛生営業指導センター専務理事
久保 忠直 埼玉県保健医療部生活衛生課長
小宮山健彦 (財)全国生活衛生営業指導センター専務理事
○芳賀 康浩 青山学院大学経営学部教授
前野 春枝 (社)全国消費生活相談員協会参与

○：座長 50音順・敬称略

検討経緯

本ワーキンググループは、以下の通り合計4回開催され、クリーニング師研修等事業の在り方や研修内容等について検討を行った。

第1回 平成22年10月15日

現行の仕組みと事業仕分けの経過、今後の議論の進め方について確認を行った。

第2回 平成22年10月28日

関係者からのヒアリングを行い、論点の整理を行った。

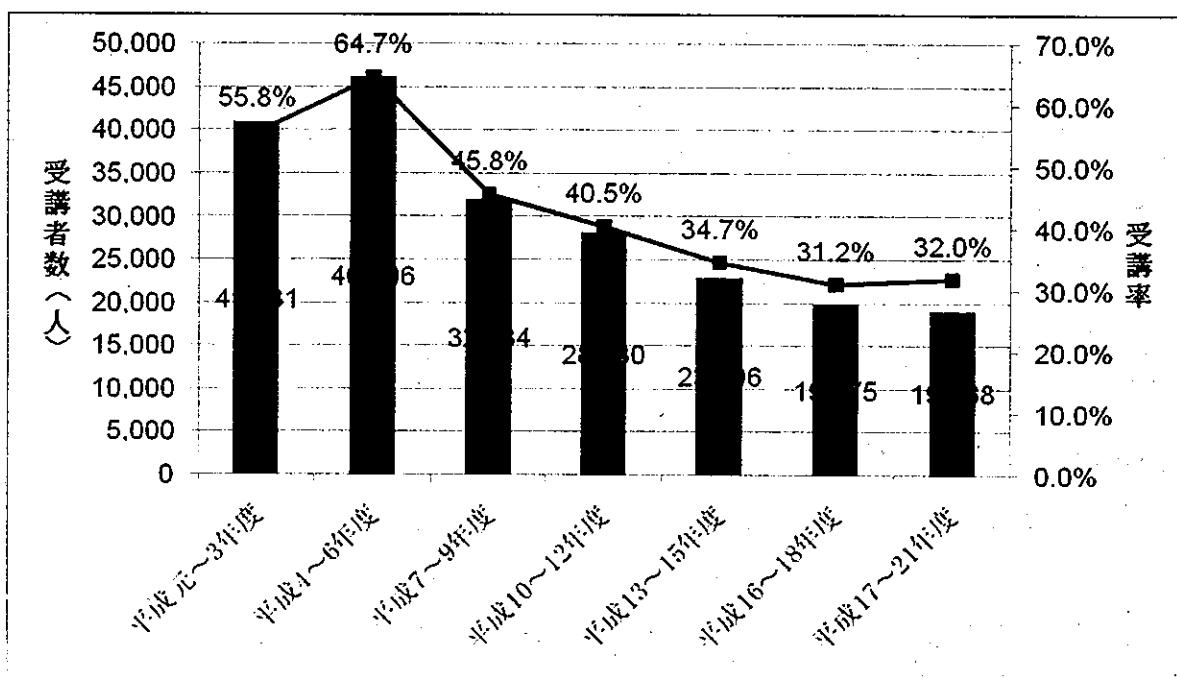
第3回 平成22年11月19日

クリーニング師研修等事業ワーキンググループ報告書（素案）について議論を行った。

第4回 平成22年12月20日

クリーニング師研修等事業ワーキンググループ報告書（案）について議論を行った。

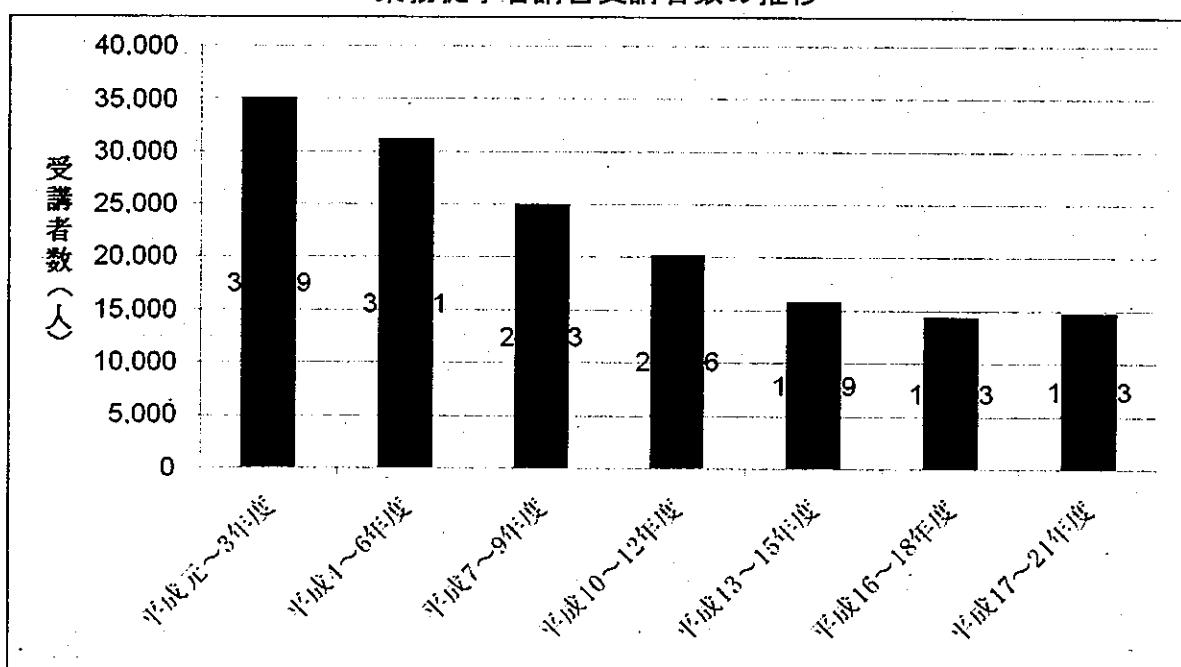
クリーニング師研修受講者数及び受講率の推移



(注) (財) 全国生活衛生営業指導センター調べ

受講率は従業クリーニング師数（1年目）に対する比率

業務従事者講習受講者数の推移



(注) (財) 全国生活衛生営業指導センター調べ

クリーニング業を取り巻く環境の変遷

年	クリーニング師に関する事項	業務従事者にも関連の深い事項
1988	オゾン層保護法制定	
1989	クリーニング師研修、業務従事者講習開始 テトラクロロエチレンが化審法の特定化学物質に指定 消費税スタート（3%）	○
1990		
1991	常用雇用者数30人以上の事業所数が初めて1000を超える コインランドリー増加	
1992	1985～2007年で1世帯当たりの年間洗濯代最高	
1993	取次所数が増加し始める	○
1994		
1995	阪神淡路大震災、地下鉄サリン事件	
1996	クリーニング業法改正（地位の承継規定の新設）	
1997	大気汚染防止法によるテトラクロロエチレンの規制 消費税5%に引き上げ クリーニング所総数が最高	○
1998	取次所数が最高	○
1999	相談件数が減少し、5位以下に マシーン・リングシステム発表 クリーニング事故賠償基準改正	○
2000	環衛法から名称改め生衛法改正、振興と老人福祉含まれる	
2001		
2002	コンビニでの取次	○
2003	土壤汚染対策法施行 重症急性呼吸器症候群（SARS）蔓延脅威	○
2004	クリーニング業法改正（消費者の保護、無店舗取次業規制） 形態安定加工シャツ	○
2005	経営者60歳台以上の割合が5割超	
2006	国民生活センター「クリーニングサービスのトラブル防止のために」発表 道路交通法改正による駐車違反対策強化	○
2007	石油高騰	
2008	宅配クリーニング	○
2009	建築基準法に関する引火性溶剤問題 消費者庁発足 新型インフルエンザ（A/H1N1）	○

(参考)

クリーニングに関する消費生活相談件数等

年度	相談件数	全体に占めるクリーニングの割合 (%)	商品等大分類別順位 (*1)	商品・役務別分類(商品キーワード別分類)順位
1985	4,220	4.8	9	1
1986	7,581	5.7	7	1
1987	8,974	6	6	1
1988	9,627	6.8	6	1
1989	10,139	6.3	6	1
1990	10,276	6.3	6	1
1991	10,347	6.1	6	1
1992	9,616	5	7	2
1993	9,426	4.3	7	2
1994	8,957	3.8	10	2
1995	9,681	3.5	12	2
1996	11,094	3.3	14	4
1997	11,460	2.9	16	5
1998	11,184	2.7	16	5
1999	11,033	2.4	16	6
2000	11,429	2.1	16	9
2001	11,025	1.7	17	13
2002	11,281	1.3	17	16
2003	10,550	0.7	18	19
2004	10,434	0.5	19	21
2005	10,114	0.8	19	20
2006	9,531	0.9	19	17
2007	8,889	0.8	19	18
2008	8,441	0.9	20	14

(注) 資料の出所 : 消費生活年報 2010.3.1 全国指導センター作成

*1 「商品等大分類」は、商品10、役務14、その他1の計25区分

*2 「商品、役務別分類」は、上記大分類の内訳細分類

(参考)

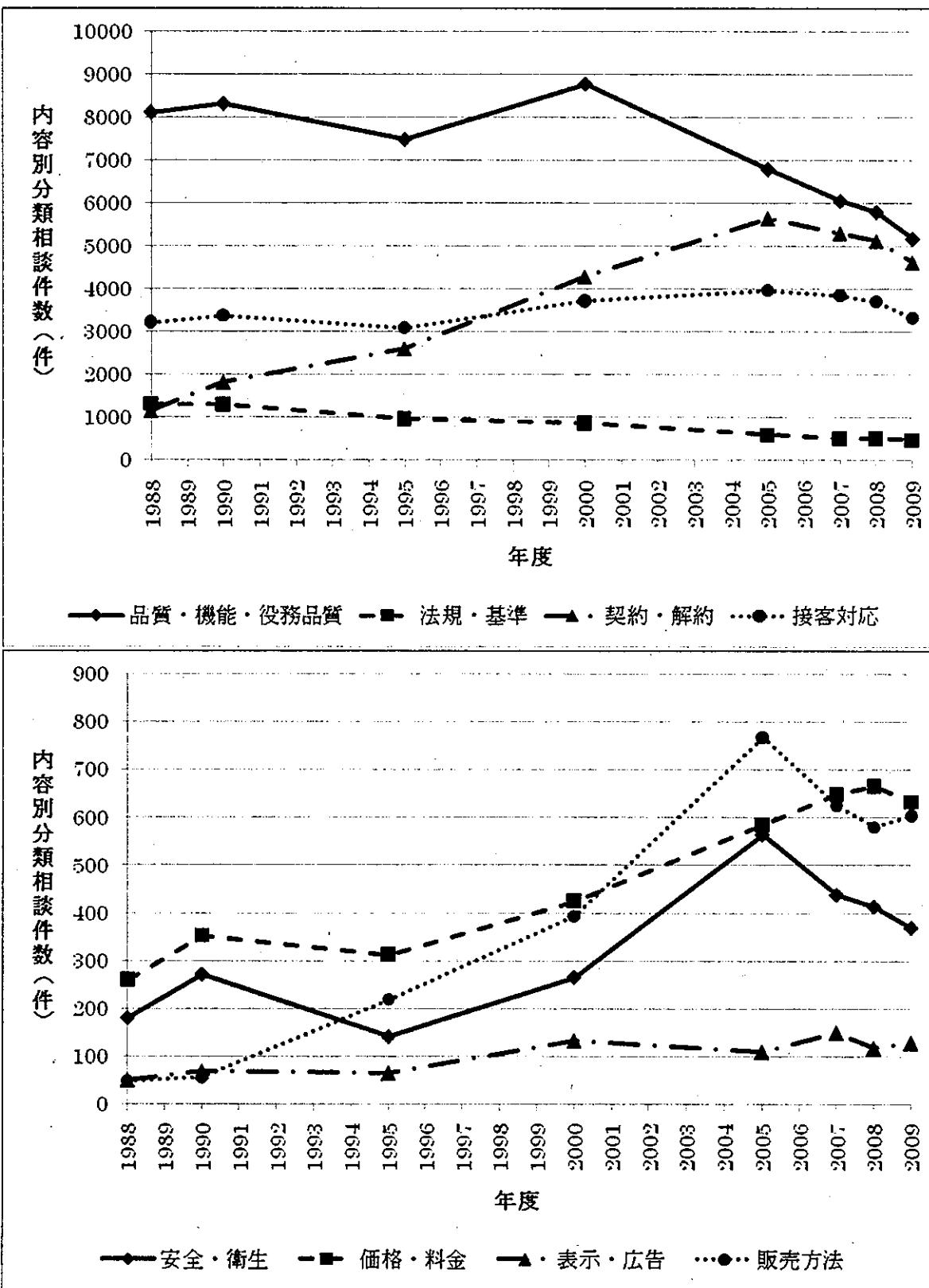
クリーニングに関する主な相談内容分類ごとにみた消費生活相談件数ランキング

年度	順位	安全衛生 品質・機能 役務品質	価格・ 料金	表示・ 広告	取引 (販売方法、契約・解除 2006年以前)	接客 対応	ランキングの 表示
1988	1	1	5	4		1	上位10位まで
1989	1	1	7	5	8	1	"
1990	1	1	7	4	7	1	"
1991	1	1	7	8	8	1	"
1992	2	1		8	9	1	"
1993	2	1				1	"
1994	2	1				1	"
1995	2	1				1	"
1996	4	1				1	"
1997	5	1	22	26	19	1	上位27位まで
1998	5	1		23	19	1	"
1999	6	1		26	22	1	"
2000	9	1		25	20	1	"
2001	13	1		23	25	1	"
2002	16	1			27	2	"
2003	19	1				3	上位25位まで
2004	21	1				1	"
2005	20	1			24	1	"
2006	17	1			24	1	"
2007	18	1				2	"
2008	14	1			22	2	"

(注) 資料の出所: 消費生活年報 2010.3.1 全国指導センター作成

数字は、「相談内容分類」ごとの当該年のランキング(位)

クリーニングに関する消費生活相談の内容別分類相談件数の推移



資料の出所：(独) 国民生活センター 消費生活年報

1.1 管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ報告書（案）

平成23年1月20日

1.はじめに

管理理容師・管理美容師指定講習については、理容所・美容所数の増加や施設が大型化するなか、施設の維持管理や従業者の作業に係る衛生的管理を徹底することを目的に、昭和43年の理容師法、美容師法の一部改正により管理理容師制度、管理美容師制度が設けられた。

当該制度については、平成22年5月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、「公衆衛生についての理解を深めていくことに関する評価者は何ら疑問を持っていない。ただ、この講習制度の立てつけ上、理容師・美容師が2名になつたら受けなければならないことの合理性が、本日の説明では理解できなかった。公衆衛生について、理容師・美容師の資格を取得する際に、より一層、公衆衛生について理解を深めさせることはいいと思うが、わざわざ2名になる時にこれを受けなければならぬと義務付けることについては、当WGとしては理解できない。このため、権限付与自体の廃止、すなわち、2名になると受けなければならないという講習制度自体の廃止・見直しを結論とさせていただく。」との理由により「廃止（管理理容師・管理美容師の廃止）」という評価がなされた。

このため、管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方や研修内容等について検討を行うため、本年10月より、4回にわたり検討が行われ、今般、管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方をまとめたので報告する。

2.現状

（1）管理理容師、管理美容師について

- ① 管理理容師、管理美容師の資格は、理容師免許又は美容師免許を受けた後、3年以上業務に従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者に付与されている。

（参考）

①年間受講者数：管理理容師： 1,523人、管理美容師： 9,486人（平成21年度）

②累積終了者数：管理理容師：263,958人、管理美容師：410,526人（平成21年度末）

（財）理容師美容師試験研修センター、京都府美容業生活衛生同業組合調べ

* 管理理容師・管理美容師指定講習事業は、京都府美容業生活衛生同業組合が実施する
管理美容師を除き、（財）理容師美容師試験研修センターが実施

- ② また、管理理容師、管理美容師の前提となる理容師・美容師については、理容師、美容師は、理容師法、美容師法に基づく国家資格であり、免許取得のためには、高校卒業後、厚生労働大臣が指定した理容師養成施設、美容師養成施設において、昼間・夜間課程は2年間、通信課程は3年間、必要な学科・実習を終了後、国家試験に合格することが必要である。

(参考)

- ①年間登録数：理容師免許：1,844人、美容師免許：22,531人（平成21年度）
②累積免許数：理容師免許：591,956人、美容師免許：1,165,952人（平成21年度末）

(財)理容師美容師試験研修センター調べ

③理容師・美容師養成施設（平成22年4月1日現在）

275施設（理容師単独施設：13、美容師単独施設：180、理美容併設校：82）

厚生労働省生活衛生課調べ

- ③ 管理理容師、管理美容師は、常時2人以上の理容師・美容師が従事する理容所・美容所に高度な衛生知識を備えた管理者を置き、店舗を衛生的に管理させ、衛生水準の向上を図ることを目的としている。
- ④ 管理理容師については、理容師である従業者の数が常時二人以上である理容所の開設者は、当該理容所（当該理容所における理容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、管理者を置かなければならないことが、理容師法第11条の4に規定されている。

また、管理美容師については、美容師である従業者の数が常時二人以上である美容所の開設者は、当該美容所（当該美容所における美容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者を置かなければならないことが、美容師法第12条の3に規定されている。

なお、管理理容師、管理美容師を置かない場合は、都道府県知事が理容所、美容所の閉鎖を命じることが理容師法第14条、美容師法第15条にそれぞれ規定されている。

- ⑤ 管理理容師、管理美容師の業務については、「理容所及び美容所における衛生管理要領」（昭和56年6月厚生省環境衛生局長通知）に次のとおり記載されている。

〔衛生管理要領から抜粋〕

第3 管理

2 従業者の管理

- (1) 開設者及び管理理容師又は管理美容師は、常に従業者の健康管理に注意し 従業者が以下に掲げる感染症にかかったときは、開設者はこの旨を保健所に届け出るとともに、当該従業者を作業に従事させないこととし、当該疾患が治癒した場合も同様に届け出ること。

ア 結核

イ 感染性の皮膚疾患（伝染性膿痂疹（トビヒ）、単純性疱疹、頭部白癬（シラクモ）、疥癬等）

- (3) 管理理容師又は管理美容師は、理容又は美容が衛生的に行われるよう、常に従業者の衛生教育に努めること。

第4 衛生的取扱い等

- 1 管理理容師又は管理美容師は、毎日、従業者が感染症にかかっていないかどうかを確認すること。
- 2 管理理容師又は管理美容師は、毎日、理容所又は美容所の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。

第6 自主的管理体制

3 管理理容師、管理美容師及び衛生責任者は、開設者の指示に従い責任をもつて衛生管理に努めること。

(2) 管理講習について

- ① 講習会の科目及び時間数は、理容師法施行規則第23条及び美容師法施行規則第23条により、次のとおり定められている。

科 目	時 間
公衆衛生	4時間
理容所・美容所の衛生管理	14時間

- ② 研修の実施主体である、(財)理容師美容師試験研修センター及び京都府美容業生活衛生同業組合の受講科目は次のとおりである。

実 施 主 体	公衆衛生	衛生管理
(財)理容師美容師試験研修センター <21年度受講者数> 管理理容師：1,523人 管理美容師：9,295人	・公衆衛生と衛生行政 ・感染症	・衛生管理総論 ・店舗の構造設備 ・店舗の衛生管理 ・従業者の健康管理 ・消毒法とその用途 ・理美容用医薬部外品 ・事故等の対応 ・衛生管理計画と自己点検 ・衛生水準向上の支援策 ・各種届出・申請
京都府美容業生活衛生同業組合 <21年度受講者数> 管理美容師：191人	・公衆衛生 ・感染症 ・環境整理 ・環境衛生 ・精神保健	・美容所の構造設備と衛生管理 ・美容所の消毒管理 ・美容業務の衛生管理 ・美容所の清潔保持 ・従業者の衛生管理

* 平成21年度受講料：18,000円

- ③ 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により講習修了の認定を適切に行うことが、理容師法施行規則第23条及び美容師法施行規則第23条に定められており、(財)理容師美容師試験研修センターでは、衛生管理調査を義務付け、問題点の整理と改善計画を作成させ、完成度により修了認定を行っており、京都府美容業生活衛生同業組合では、終了テストを実施している。
- ④ 講習会の実施主体の選定方法・指定手続きは、次のとおりである。
 - 都道府県知事が指定した講習会
 - 実施計画書を添えて都道府県知事に指定申請を行う

<実施計画書>

- ・主催者の名称及び所在地
- ・講習科目と講義時間
- ・講習の日時及び時間割
- ・講習会の開催場所
- ・講師の氏名及び略歴
- ・講習予定人員及び受講料

3. 管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方について

- 管理理容師・管理美容師の制度について、その「廃止」が結論と出された背景は、
- ① その役割が見失われている、とりわけ、2人以上の事業所にのみ必置とされる仕組みがわかりにくい、また、
 - ② 理容師・美容師の資質向上を行うことは望ましいとして、引き続き法的な根拠を持って実施すべきか、制度として、理容師・美容師として3年以上業務に従事した後に受講させが必要か、あるいは、自主制度に移行すべきかについて整理する必要がある、
 - ③ 講習の内容として、現行通り、衛生面の講習に限定すべきか、以前の講習で行われていたように、労務管理、財務管理面も含めるべきかについて整理する必要がある。

とりわけ、労務管理、財務管理は、理容師・美容師の技能とは別に、理容所・美容所を開業する際に必要な知識であることから、特に、自主制度に移行するのであれば、こうした事業者の要望に応じた内容にすべきではないか。

- ④ 講習の内容が受講者に興味を持てるものになっていないとの指摘があり、また、講習内容の修得状況の確認が不十分で、参加しさえすれば資格取得ができる内容になっているのではないか、もし、法制度として残すのであれば、試験を含め、厳格な確認を行うようにすべきではないか、
- ⑤ 講習の頻度をどうするか、
こうした点が問題にされた。

- (1) 管理理容師・管理美容師の役割について、その性格が事業所の衛生管理者的な位置づけなのか、あるいは、事業所において他の従事者の衛生面での取組みを管理する者としての位置づけなのかについて、集中的な議論がなされた。前者、すなわち、「衛生管理者」としての役割が求められるのだとすれば、従業員数がひとりであっても、設置が望ましいとの結論になろうし、後者、すなわち、「他の従業者を管理する者」としての性格が強ければ、ひとり事業所の場合には、店主自らが衛生面の知識を有し

ているのは当然で、その他に管理者は必要はないとの結論になろう。

この点について、消費者本位のサービス体制を確保する観点から見ると、前者、すなわち、「衛生管理者」的な位置づけの者を必置として、理容所、美容所の衛生確保を図ることが望ましいとの考え方で合意が得られた。常時2人未満の理容所、美容所であっても、管理理容師、管理美容師の設置を求める制度に改革することが望ましいとの結論である。昭和43年に制度が創設された際にも同様の議論がなされ、ただ、その時点では、制度を創設する段階であったので、いきなり全事業所に必置させるのは、零細事業者には負担が大きすぎるとして、現状の方式になったとのことである。

なお、現行では、多くの管理理容師、管理美容師の資格を有する理容師、美容師が育成されているのは事実であるが、一方で、理容師、美容師の中に、管理理容師、管理美容師資格を持たずにひとりで理容所、美容所を経営している者も相当数いることが確認され、これらの者については、一定の準備期間を講じる必要があるとの議論が出された。特に、都市部から離れた地域で一人で営業している者、とりわけ高齢の理容師、美容師への配慮が必要との観点が共有された。

その上で、経過的にそうした理容師、美容師が受講しやすい講習を特別に設ける等の工夫が必要との結論となった。（理容所、美容所の閉店となる曜日での開催、e-ラーニング、通信教育等）。

(2) 管理理容師、管理美容師の制度を理容師、美容師の資質向上を行うことには疑問はないとの前提で、引き続き法的な根拠を持って実施すべきか、あるいは、自主制度に移行すべきかについても議論がなされた。上記(1)で結論づけられた「衛生管理者」の位置づけを前提とすれば、とりわけ消費者保護の要請の高まりを考慮すれば、理容所、美容所の衛生管理を法的に確保することが望ましく、現行通り、法制度として位置づけるべきとの結論に至った。また、管理理容師、管理美容師の性格が、理容・美容の技術修得と実務経験を前提とした衛生管理者的な位置づけであるとの考え方に対しては、理容師、美容師の養成課程に合わせた研修は適当ではなく、免許取得後3年以上の業務に従事した後に、受講を求める現行の仕組みが適当であると結論づけられた。

管理理容師、管理美容師が理容所、美容所における衛生責任者の位置づけを担うべきことを前提とすれば、各理容所、美容所に特定の年又は月において、主任となる管理理容師、管理美容師（「主任管理理容師」、「主任管理美容師」）を明示させることは、消費者、行政との関係で必要かつ有益との結論となった。

(3) 講習の内容として、現行通り、衛生面の講習に限定すべきか、以前の講習で行われていたように、労務管理、財務管理面も含めるべきかについては、平成13年の「規制改革推進3か年計画」により、経営管理、財務管理、労務管理など、理容所・美容所の衛生管理とは直接的な関連が必ずしも高くない科目等について見直しを行い、講習時間、講習日数の短縮等、所要の措置を講ずるべきという指摘もあって、衛生面に講習内容を限定した経過もあり、また、管理理容師、管理美容師制度を法制度として維持する前提が、消費者本位の理容所、美容所とすることにあるとの前提に立てば、法的な義務づけは、衛生面に限定するのが適当との結論に至った。とりわけ開業に際して必要とされる経営等の知識については、事業者の求めに応じて任意の受講科目と

することが適當との結論になった。

(4) 講習の内容が受講者に興味を持てるものになつてない、また、講習内容の修得状況の確認が不十分との指摘について、講習成果の確認を厳正に行うべきことに異論はなかった。ただ、テストが適當なのか、平成21年度に開始したレポート方式が適當なのかについては、レポート方式の要素を含みつつ、客観的かつ公平な形で受講成果をテストで確認して、資格を与えることが適當との結論となった。

(5) さらに、講習の頻度、生涯教育も必要ではないかとの議論もあったが、研修を積むことの重要性に疑問はないものの、管理理容師・管理美容師として一定の知識を得られた事業者にさらなる負担を課すことは適當ではなく、事業者団体等による自主的な取り組みで実施することが適當との結論となった。

今回の結論を全面的に実施するためには、理容師法及び美容師法の一部改正等の措置が必要となるが、関係者の合意が得られれば、法律改正を待たずに事業者団体、都道府県生活衛生営業指導センター、保健所等を通じた働きかけを通じて、一人事業所への管理理容師、管理美容師の配置を含めその内容の実質的な実現について対応を図ることが望ましい。

なお、当該制度について広く国民からの意見を聞くため、パブリックコメントを実施した。

4. おわりに

本ワーキンググループにおいては、行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおける評価結果を受け、管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方や研修内容等について検討を行い、本報告書をとりまとめた。

管理理容師・管理美容師の指定講習事業は、今後、複雑化する衛生課題に国民の安全・安心を図る観点から、衛生管理者としての位置づけを明確にしつつ継続実施することとする。

この目標に向けて、厚生労働省においては、関係行政庁、関係団体等の協力を得ながら本報告書の結論の趣旨が制度的及び実効上の対応が図られるように改革の内容を具体化すべきである。

また、今回の消費者本位の改革の成果が發揮されていることについて、定期的に確認、検証を行うことを求めたい。

管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ構成員

青山 昌義	東京都理容生活衛生同業組合副理事長
大森 利夫	全国理容生活衛生同業組合連合会理事長
片倉 啓介	(社)日本理容美容教育センター専務理事
○武井 寿	早稲田大学商学学術院教授
藤原 國明	全日本美容業生活衛生同業組合連合会副理事長
前野 春枝	(社)全国消費生活相談員協会参与
松浪 紀	(財)理容師美容師試験研修センター常任参与
蓑島 稔	東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課課長補佐
村橋 哲矢	東京都美容生活衛生同業組合

○座長 50音順、敬称略

検討経緯

本ワーキンググループは、以下のとおり合計4回開催され、管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方や研修内容等について検討を行った。

第1回 平成22年10月12日

現行の仕組みと事業仕分けの経過、今後の議論の進め方について

第2回 平成22年10月27日

関係者からのヒアリング、論点の整理

第3回 平成22年11月19日

管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ報告書（素案）について

第4回 平成22年12月21日

管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ報告書（案）について

理容業・美容業を取り巻く変遷

年	理容業・美容業に関連する事項
1960年代 1968	管理理容師・管理美容師制度公布
1969	管理理容師・管理美容師制度施行
1970年代 1971	管理理容師・管理美容師の経過措置を一年延長
1974	理容料金1,000円台に突入
1978	理美容パーマ問題で合意 健康診断を受ける疾病として、結核、トラホーム、皮膚疾患を定める
1980年代 1981	理容所及び美容所における衛生管理要領を制定
1983	理容師・美容師の保健所における定期健康診断の義務付けを廃止
1984	理容・美容業に関する標準営業約款が厚生大臣より認可
1985	理容師、美容師の学科試験受験要件及び実地修練の改善
1987	美容院18万軒突破
1988	消毒法改正によりホルマリン消毒など削除
1989	消費税スタート（3%）
1990年代	指定試験機関の指定（（財）理容師美容師試験研修センター）
1992	養成制度の見直し（実地修練実施日数年間220日以上に短縮など）
1994	養成施設における通信課程の面接指導方法等の手続きを変更
1995	理容師・美容師の免許証が知事免許から厚生労働大臣免許に変更を公布 理容師・美容師法一部改正 インターン制廃止
1997	消費税5%に引き上げ
1998	理容師・美容師の免許証が知事免許から厚生労働大臣免許に変更施行
1999	美容師のカリスマ的ブーム
2000年代	皮膚に接する器具の消毒の方法を見直し
2001	管理理容師・管理美容師の講習科目の見直し（規制改革推進3か年計画）
2003	ケア理容師養成研修制度を実施
2005	ハートフル美容師養成研修制度実施
2008	理容・美容振興指針見直し
2009	新型インフルエンザの発生
2010年代	理容師・美容師養成施設の併設校での同時授業の実施

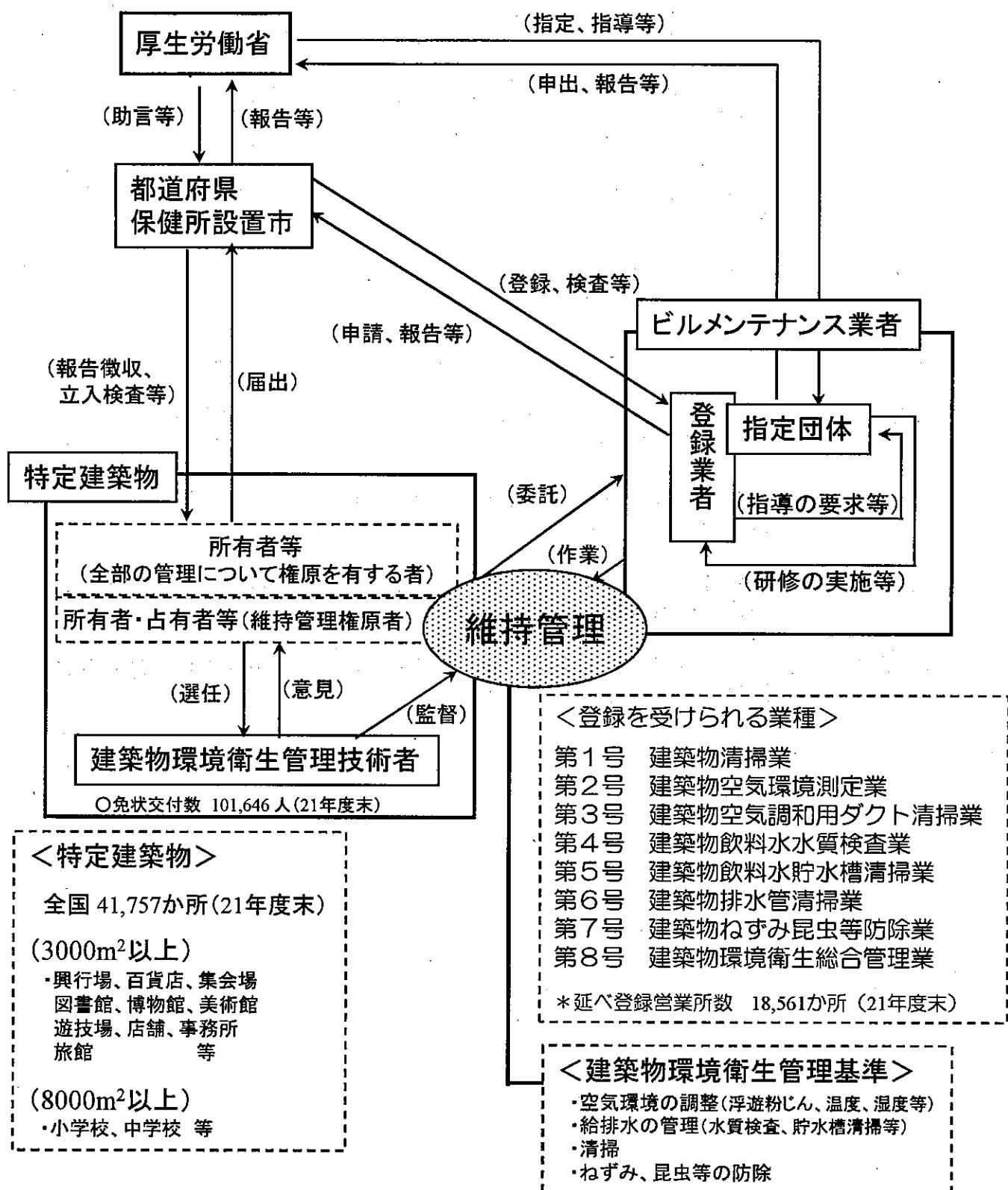
12. 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策

- 平成11年11月 「新版レジオネラ症防止指針」策定
これに基づき、建築物等におけるレジオネラ症防止対策について、都道府県あてに局長通知発出
- 平成12年3月 静岡県掛川市の温泉利用の入浴施設で23人感染、2人死亡
- 平成12年5月 温泉利用入浴施設の衛生管理の徹底について、生活衛生局指導課長通知発出
- 平成12年6月 茨城県石岡市の総合福祉センター内の入浴施設で、疑いのある者を含め45人感染、3人死亡
- 平成12年8月 レジオネラ症防止対策に関するパンフレットを作成し、公衆浴場、旅館等に配布
- 平成12年12月 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正
① 水質基準等に関する指針の策定
② 公衆浴場、旅館業における衛生等管理要領の改正
- 平成13年9月 「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（具体的な管理方法等のマニュアル）作成
- 平成14年1月 東京都板橋区の銭湯で入浴中に意識を失って浴槽水を飲んだ77歳の男性が死亡
- 平成14年7月 宮崎県日向市の温泉利用の入浴施設で、疑いのある患者を含め295人感染、7人死亡
- 平成14年8月 鹿児島県薩摩郡東郷町の温泉利用の入浴施設で、因果関係は不明だが、疑いのある患者を含め7人感染、1人死亡
- 平成14年9月 レジオネラ症患者発生時における①感染源の特定及び営業（使用）停止措置の早期実施、②医療機関等への迅速な情報提供による感染者の早期発見など感染拡大防止策について、健康局結核感染症課長・生活衛生課長連名通知発出
- " 循環式ろ過装置を使用する大型入浴施設等発生リスクが高いと思われる入浴施設の緊急一斉点検の実施について、健康局生活衛生課長通知発出
- " 各都道府県の保健所職員等を対象とした「第1回全国レジオネラ対策会議」の開催
- 平成14年10月 公衆浴場法及び旅館業法等に基づく条例等にレジオネラ症防止対策を追加する際の指針について、健康局長通知発出

- 平成15年1月 大阪市に船籍があるクルーズ客船の浴槽で、3人感染
- 〃 石川県江沼郡山中町の温泉利用の入浴施設で、1人感染、死亡
- 平成15年2月 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正
- 平成15年3月 各都道府県の保健所職員等を対象とした「第2回全国レジオネラ対策会議」の開催
- 平成15年7月 公衆浴場や社会福祉施設等の各施設を横断した総合的なレジオネラ症対策を可能とすることを目的として、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」を告示
- 平成16年6月 各都道府県の保健所職員等を対象とした「第3回全国レジオネラ対策会議」の開催
- 平成18年3月 各都道府県の保健所職員等を対象とした「第4回全国レジオネラ対策会議」の開催
- 平成18年12月 東京都墨田区の介護老人保健施設の入浴施設で感染、1人死亡
- 平成19年3月 各都道府県の保健所職員等を対象とした「第5回全国レジオネラ対策会議」の開催
- 平成20年3月 各都道府県の保健所職員等を対象とした「第6回全国レジオネラ対策会議」の開催
- 平成21年3月 各都道府県の保健所職員等を対象とした「平成20年度生活衛生関係技術担当者研修会」の開催
- 平成22年3月 各都道府県の保健所職員等を対象とした「平成21年度生活衛生関係技術担当者研修会」の開催

1.3 建築物環境衛生対策関係資料

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の概要



<特定建築物>

全国 41,757か所 (21年度末)

(3000m²以上)

- ・興行場、百貨店、集会場
- 図書館、博物館、美術館
- 遊技場、店舗、事務所
- 旅館 等

(8000m²以上)

- ・小学校、中学校 等

<登録を受けられる業種>

- 第1号 建築物清掃業
- 第2号 建築物空気環境測定業
- 第3号 建築物空気調和用ダクト清掃業
- 第4号 建築物飲料水水質検査業
- 第5号 建築物飲料水貯水槽清掃業
- 第6号 建築物排水管清掃業
- 第7号 建築物ねずみ昆虫等防除業
- 第8号 建築物環境衛生総合管理業

*延べ登録営業所数 18,561か所 (21年度末)

<建築物環境衛生管理基準>

- ・空気環境の調整(浮遊粉じん、温度、湿度等)
- ・給排水の管理(水質検査、貯水槽清掃等)
- ・清掃
- ・ねずみ、昆虫等の防除

(2) 特定建築物の数及び建築物環境衛生管理技術者数の年次推移

		63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
特定建築物	総 数	21,324	22,340	23,336	24,422	25,652	26,938	28,076	29,154	30,287	31,117	32,426
	興行場	619	659	673	709	738	787	817	861	889	924	976
	百貨店	1,757	1,790	1,822	1,857	1,911	1,921	1,951	1,996	2,067	2,102	2,161
	店舗	2,380	2,486	2,615	2,714	2,865	3,118	3,309	3,525	3,783	4,050	4,364
	事務所	9,672	10,190	10,705	11,271	11,916	12,502	13,012	13,406	13,745	13,989	14,401
	学校	1,284	1,352	1,423	1,495	1,561	1,652	1,747	1,824	1,915	2,011	2,160
	旅館	3,645	3,823	3,979	4,164	4,365	4,569	4,729	4,898	5,105	5,182	5,394
管技理術者	その他	1,967	2,040	2,119	2,212	2,296	2,389	2,511	2,644	2,783	2,859	2,970
	総 数	41,324	43,578	45,348	47,517	50,007	52,796	55,430	57,757	60,038	62,872	65,531
	講習会	32,184	33,838	34,803	36,368	37,857	39,367	40,870	42,326	43,809	45,430	47,092
	国家試験	9,140	9,740	10,545	11,149	12,150	13,429	14,560	15,431	16,229	17,442	18,439

		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
特定建築物	総 数	33,150	33,886	34,469	34,718	36,319	37,687	38,650	39,487	40,063	41,038	41,757
	興行場	1,021	1,052	1,092	1,099	1,139	1,152	1,181	1,189	1,184	1,215	1,216
	百貨店	2,196	2,208	2,163	2,109	2,124	2,123	2,106	2,149	2,130	2,135	2,073
	店舗	4,583	4,962	5,150	5,254	5,607	5,968	6,307	6,625	6,891	7,284	7,638
	事務所	14,595	14,759	14,965	15,058	15,965	16,641	16,967	17,221	17,387	17,660	17,928
	学校	2,245	2,332	2,394	2,492	2,597	2,795	2,889	2,999	3,061	3,140	3,224
	旅館	5,474	5,460	5,521	5,509	5,579	5,625	5,719	5,766	5,811	5,966	6,005
管技理術者	その他	3,036	3,113	3,184	3,197	3,308	3,383	3,481	3,538	3,599	3,638	3,673
	総 数	68,884	71,949	75,185	78,240	81,894	84,365	89,582	92,012	95,329	98,493	101,646
	講習会	48,771	50,164	51,654	53,258	55,017	56,541	58,247	59,866	61,437	62,935	64,262
	国家試験	20,113	21,785	23,531	24,982	26,877	27,824	31,335	32,146	33,892	35,558	37,384

(注) 特定建築物の数は、衛生行政報告例による。

S63年～H9年は年末(12月末)現在

H10年からは年度末(3月末)現在

[主な改正経緯(特定建築物関係)]

○特定建築物の適用範囲の拡大(S48.5.17公布, S48.11.1施行)

- ・床面積(8,000→5,000m²)
- ・除外規定(5%→10%)

○特定建築物の適用範囲の拡大(S50.7.18公布, S51.7.1施行)

- ・床面積(5,000m²→3,000m²)

○特定建築物の適用範囲の拡大(H14.10.11公布, H15.4.1施行)

(3) 登録営業所数の年次推移

	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
1 号	2,675	2,910	3,152	3,338	3,382	3,415	3,433	3,579	3,622	3,746
2 号	832	887	942	984	997	1,002	1,000	1,018	1,038	1,048
3 号			54	87	101	113	125	134	164	129
4 号	681	696	699	698	682	650	638	637	628	634
5 号	6,364	6,711	7,017	7,209	7,202	7,064	6,966	7,075	7,103	7,194
6 号			290	576	725	858	930	1,011	1,037	1,044
7 号	2,121	2,252	2,344	2,438	2,470	2,447	2,451	2,518	2,536	2,607
8 号			42	221	521	1,206	1,540	1,960	2,107	2,159
旧 6 号	2,156	2,287	2,258	2,087	1,760	1,001	642	0	0	0
計	14,829	15,743	16,798	17,638	17,840	17,756	17,725	17,932	18,235	18,561

(注) 各年度末（3月末）現在

資料：衛生行政報告例

(登録業種)

1 号	建築物清掃業	6 号	建築物排水管清掃業
2 号	建築物空気環境測定業	7 号	建築物ねずみ昆虫等防除業
3 号	建築物空気調和用ダクト清掃業	8 号	建築物環境衛生総合管理業
4 号	建築物飲料水水質検査業	旧 6 号	建築物環境衛生一般管理業
5 号	建築物飲料水貯水槽清掃業		

[主な改正経緯（登録制度関係）]

○事業者登録制度の創設(S55.5.10公布, S55.5.10施行)

○事業者登録制度の対象業種の追加変更、登録基準の追加

※統計データの掲載場所

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>

統計情報で探す（社会保障・衛生で検索）>平成21年度衛生行政報告例>表番号18～21

(注) データが更新される可能性がありますので、使用する場合は最新のものを用いてください。

(4) 講習機関等登録簿

法第7条第1項第1号の登録講習機関 登録簿

登録番号	氏名又は名称	住所	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
講-1	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町 1丁目6番1号	篠崎 英夫	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町 1丁目6番1号	平成16年10月1日

規則第3条の2第1号の表第1号の登録較正機関 登録簿

登録番号	氏名又は名称	住所	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
較-1	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町1丁目6番1号	篠崎 英夫	財団法人ビル管理教育センター三田分室	東京都港区三田1丁目4番地28号	平成16年10月1日

規則第25条第2号及び第3号口の清掃作業監督者講習等登録機関 登録申請

登録番号	機関、両機関又は研修の種類	丘名又は名称	住所	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
清研-1 (清掃作業監督者研修) 規則第25条第3号口に規定する講習	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	様崎 英夫	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成16年10月1日	
清研-2 (清掃作業監督者研修) 規則第25条第3号口に規定する再講習	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	様崎 英夫	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成16年10月1日	
清研-3 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目12番5号	狩野 伸彌	社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目12番5号	平成16年10月1日	
清研-4 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人東京ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目12番5号	一戸 雄男	社団法人東京ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目12番5号	平成16年10月1日	
清研-5 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人千葉県ビルメンテナンス協会	千葉県千葉市中央区豊戸一丁目24番1	金野 徳三	社団法人千葉県ビルメンテナンス協会	千葉県千葉市中央区豊戸一丁目24番1	平成16年10月1日	
清研-6 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目80番地	津 繁久	社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目80番地	平成16年10月1日	
清研-7 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人大阪ビルメンテナンス協会	大阪府大阪市北区中津一丁目2番19号	梶山 勝志	社団法人大阪ビルメンテナンス協会	大阪府大阪市北区中津一丁目2番19号	平成16年10月1日	
清研-8 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人関西環境開発センター	大阪府大阪市北区中津一丁目2番19号	大川 道良	社団法人関西環境開発センター	大阪府大阪市北区中津一丁目2番19号	平成16年10月1日	
清研-9 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	財団法人北海道建築物衛生管理研修センター	北海道札幌市中央区北三条西十七丁目2番3号	山田 春雄	財団法人北海道建築物衛生管理研修センター	北海道札幌市中央区北三条西十七丁目2番3号	平成16年10月1日	
清研-10 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人秋田県ビルメンテナンス協会	秋田県秋田市山王三丁目1番7号	内村 和人	社団法人秋田県ビルメンテナンス協会	秋田県秋田市山王三丁目1番7号	平成16年11月1日	
清研-11 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人福島県ビルメンテナンス協会	福島県福島市中町9番9号	井田 圭輝	社団法人福島県ビルメンテナンス協会	福島県福島市中町9番9号	平成16年11月1日	
清研-12 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人福岡県ビルメンテナンス協会	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目15番12号	金子 誠	社団法人福岡県ビルメンテナンス協会	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目15番12号	平成16年11月1日	
清研-13 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人佐賀県ビルメンテナンス協会	佐賀県佐賀市大財三丁目5番16号	伊藤 常文	社団法人佐賀県ビルメンテナンス協会	佐賀県佐賀市大財三丁目5番16号	平成16年11月1日	
清研-14 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人大分県ビルメンテナンス協会	大分県大分市市杵原二丁目13番38号	高倉 香織	社団法人大分県ビルメンテナンス協会	大分県大分市市杵原二丁目13番38号	平成16年11月1日	
清研-15 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人鹿児島県ビルメンテナンス協会	鹿児島県鹿児島市大財三丁目5番16号	野元 一喜	社団法人鹿児島県ビルメンテナンス協会	鹿児島県鹿児島市大財三丁目5番16号	平成16年11月1日	
清研-16 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会	沖縄県那覇市鏡二丁目27番14号	井上 宏	社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会	沖縄県那覇市鏡二丁目27番14号	平成16年11月1日	
清研-17 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人愛媛県ビルメンテナンス協会	愛媛県松山市昭和町二丁目56番地	菊池 健次	社団法人愛媛県ビルメンテナンス協会	愛媛県松山市昭和町二丁目56番地	平成17年2月1日	
清研-18 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人宮崎県ビルメンテナンス協会	宮崎県宮崎市大淀三丁目5番18号	湯浅 秀文	社団法人宮崎県ビルメンテナンス協会	宮崎県宮崎市大淀三丁目5番18号	平成17年2月1日	
清研-19 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人滋賀県ビルメンテナンス協会	滋賀県大津市松原町11番28号	井元 敏輝	社団法人滋賀県ビルメンテナンス協会	滋賀県大津市松原町11番28号	平成17年9月11日	
清研-20 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人兵庫県ビルメンテナンス協会	兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目9番1号	人見 蘭伸	社団法人兵庫県ビルメンテナンス協会	兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目9番1号	平成17年9月24日	
清研-21 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人基盤ビルメンテナンス協会	島根県松江市千鳥町26番地1	田口 芳文	社団法人基盤ビルメンテナンス協会	島根県松江市千鳥町26番地1	平成20年2月25日	
清研-22 (清掃作業從事者研修) 規則第25条第3号口に規定する研修	社団法人高知県ビルメンテナンス協会	高知県高知市南はりまや町二丁目3番10号	飯内 駿矢	社団法人高知県ビルメンテナンス協会	高知県高知市南はりまや町二丁目3番10号	平成20年7月8日	

規則第26条第2号イ及びロの空気環境測定実施者講習等登録機関 登録簿

登録番号	講習、再講習又は研修の種類	氏名又は名称	住所	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
測講-1 規則第26条第2号イに規定する講習	(空気環境測定実施者講習)	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成16年10月1日
測再-1 規則第26条第2号ロに規定する再講習	(空気環境測定実施者再講習)	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成16年10月1日

規則第26条の3第2号イ及び第3号口のダクト清掃作業監督者講習等登録機関 登録簿

登録番号	講習、再講習又は研修の種類	氏名又は名称	住所	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
ダ講-1	(ダクト清掃作業監督者講習) 規則第26条の3第2号イに規定する講習	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	無崎 美夫	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成16年10月1日
ダ再-1	(ダクト清掃作業監督者再講習) 規則第26条の3第2号口に規定する再講習	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	無崎 美夫	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成19年12月13日
ダ研-1	(ダクト清掃作業監督者研修) 規則第26条の3第3号口に規定する研修	社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目12番5号	村野 伸彌	社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目12番5号	平成16年10月1日
ダ研-2	(ダクト清掃作業監督者研修) 規則第26条の3第3号口に規定する研修	一般社団法人日本空調システムクリーニング協会	東京都大田区蒲谷大塚町13番1号	大瀬 和彦	一般社団法人日本空調システムクリーニング協会	東京都大田区蒲谷大塚町13番1号	平成16年10月1日

規則第28条第4号及び第5号口に規定する貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関 登録簿

登録番号	調査、再調査又は研修の種類	氏名又は名称	住所	代表者の氏名	事業所の所在地	登録年月日
府研-1 規則第28条第4号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	桜崎 英夫	財団法人ビル管理教育センター	平成16年10月1日
府研-1 規則第28条第4号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	桜崎 英夫	財団法人ビル管理教育センター	平成16年10月1日
府研-1 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目12番5号	野野 伸彌	社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都千代田区西日暮里五丁目12番5号
府研-2 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	社団法人東京ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目12番5号	一戸 隆男	社団法人東京ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目12番5号
府研-3 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	社団法人千葉県ビルメンテナンス協会	千葉県千葉市中央区豊戸一丁目24番1	金野 勉三	社団法人千葉県ビルメンテナンス協会	千葉県千葉市中央区豊戸一丁目24番1
府研-4 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	社団法人大阪ビルメンテナンス協会	大阪府大阪市北区中津一丁目2番19号	梶山 高志	社団法人大阪ビルメンテナンス協会	大阪府大阪市北区中津一丁目2番19号
府研-5 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	社団法人山口県ビルメンテナンス協会	山口県山口市小郡下郷1329番地の14	松山 利彦	社団法人山口県ビルメンテナンス協会	山口県山口市小郡下郷1329番地の14
府研-6 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	社団法人関西環境開発センター	大阪府大阪市北区中津一丁目2番19号	大川 遼良	社団法人関西環境開発センター	大阪府大阪市北区中津一丁目2番19号
府研-7 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	社団法人全國建築物改修水管理協会	東京都港区虎ノ門二丁目9番地14号	山東 実子	社団法人全國建築物改修水管理協会	東京都港区虎ノ門二丁目9番地14号
府研-8 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	東京都管工事協同組合	東京都港区赤坂六丁目15番14号	木村 昌氏	東京都管工事協同組合	東京都港区赤坂六丁目15番14号
府研-9 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	社団法人新潟県防水管理協会	新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1201番地4	横山 弘文	社団法人新潟県防水管理協会	新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1201番地4
府研-10 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	財団法人環境研究振興会	北海道札幌市中央区北三条西十七丁目2番3号	山田 春雄	財団法人環境研究振興会セミナー	北海道札幌市中央区北三条西十七丁目2番3号
府研-11 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	宮崎県防水清掃協同組合	宮崎県宮崎市橋西五丁目2番33号	鳥山 浩	宮崎県防水清掃協同組合	宮崎県宮崎市橋西五丁目2番33号
府研-12 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	宮崎県防水清掃協同組合	宮崎県宮崎市山王三丁目1番7号	内田 和人	社団法人宮崎県ビルメンテナンス協会	秋田県秋田市山王三丁目1番7号
府研-13 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	社団法人久京ビルメンテナンス協会	京都府京都市右京区西院東中水前17番地	小坂 光一郎	社団法人久京ビルメンテナンス協会	京都府京都市右京区西院東中水前17番地
府研-14 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	社団法人佐賀県ビルメンテナンス協会	佐賀県佐賀市中区千田町三丁目6番3号	中野 優博	社団法人佐賀県ビルメンテナンス協会	佐賀県佐賀市中区千田町三丁目6番3号
府研-15 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目15番12号	金子 誠	社団法人福岡県ビルメンテナンス協会	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目15番12号	平成16年11月1日
府研-16 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	佐賀県法賀市大財三丁目6番16号	伊藤 常文	社団法人佐賀県ビルメンテナンス協会	佐賀県法賀市大財三丁目6番16号	平成16年11月1日
府研-17 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	大分県大分市萩原二丁目13番38号	高宮 郁康	社団法人大分県ビルメンテナンス協会	大分県大分市萩原二丁目13番38号	平成16年11月1日
府研-18 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	佐賀県鹿島市江原19番5号	野元 一吾	社団法人鹿児島県ビルメンテナンス協会	鹿児島県鹿島市江原19番5号	平成16年11月1日
府研-19 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	沖縄県那覇市字二丁目27番14号	井上 宏	社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会	沖縄県那覇市字二丁目27番14号	平成16年11月1日
府研-20 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	社団法人佐賀県ビルメンテナンス協会	佐賀県佐賀市佐賀二丁目11番1号	森田 真治	社団法人佐賀県ビルメンテナンス協会	佐賀県佐賀市佐賀二丁目11番1号
府研-21 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	社団法人熊本県ビルメンテナンス協会	熊本県熊本市南区二丁目9番26号	松崎 克彦	社団法人熊本県ビルメンテナンス協会	熊本県熊本市南区二丁目9番26号
府研-22 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	社団法人宮崎県ビルメンテナンス協会	宮崎県宮崎市大淀三丁目5番18号	湯浅 秀文	社団法人宮崎県ビルメンテナンス協会	宮崎県宮崎市大淀三丁目5番18号
府研-23 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	千葉県水道管工事協同組合	千葉県千葉市中央区中央港二丁目5番地	白倉 達	千葉県水道管工事協同組合	千葉県千葉市中央区中央港二丁目5番地
府研-24 規則第28条第5号口に規定する研修	(貯水槽清掃作業監督者講習)	今治市管工事業協同組合	愛媛県今治市中央寺宇町下888番地の1	秋山 三郎	今治市管工事業協同組合	愛媛県今治市中央寺宇町下888番地の1

登録番号	題目、専門家又は研究者の種類	氏名又は名称	住所	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地
府研-25 (防)水槽清掃作業従事者研修 規則第28条第5号口に規定する研修	長崎県管工事業協同組合連合会	長崎県佐世保市古町54番地	岩永堅之進	長崎県管工事業協同組合連合会	長崎県長崎市古町54番地	平成17年1月1日
府研-26 (防)水槽清掃作業従事者研修 規則第28条第5号口に規定する研修	熊本市管工事協同組合	熊本県熊本市水前寺六丁目2番14号	上田精一郎	熊本市管工事協同組合	熊本県熊本市水前寺六丁目2番14号	平成17年2月1日
府研-27 (防)水槽清掃作業従事者研修 規則第28条第5号口に規定する研修	岡山県防水分槽管理事業協同組合	岡山県岡山市中区平井1097番地	有宗 淳明	岡山県防水分槽管理事業協同組合	岡山県岡山市中区平井1097番地	平成17年2月1日
府研-28 (防)水槽清掃作業従事者研修 規則第28条第5号口に規定する研修	社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目80番地	浦 錠久	社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目80番地	平成17年5月25日
府研-29 (防)水槽清掃作業従事者研修 規則第28条第5号口に規定する研修	社団法人石川県ビルメンテナンス協会	石川県金沢市森戸一丁目106番地	岩下 俊義	社団法人石川県ビルメンテナンス協会	石川県金沢市森戸一丁目106番地	平成17年5月25日
府研-30 (防)水槽清掃作業従事者研修 規則第28条第5号口に規定する研修	社西法人进賀ビルメンテナンス協会	滋賀県大津市松原町11番23号	元井 敏雄	社西法人进賀ビルメンテナンス協会	滋賀県大津市松原町11番23号	平成17年5月25日
府研-31 (防)水槽清掃作業従事者研修 規則第28条第5号口に規定する研修	社西法人長崎県防水分槽管理協会	長崎県長崎市古町54番地	谷村 博志	社西法人長崎県防水分槽管理協会	長崎県長崎市古町54番地	平成17年5月25日
府研-32 (防)水槽清掃作業従事者研修 規則第28条第5号口に規定する研修	大阪府飲料水槽清掃管理協同組合	大阪府松原市天神西二丁目1番9号	山根 裕雄	大阪府飲料水槽清掃管理協同組合	大阪府松原市天神西二丁目1番9号	平成17年8月11日
府研-33 (防)水槽清掃作業従事者研修 規則第28条第5号口に規定する研修	社団法人長崎県ビルメンテナンス協会	長崎県長崎市長崎町3番15号	原田 清美	社団法人長崎県ビルメンテナンス協会	長崎県長崎市長崎町3番15号	平成17年8月11日
府研-34 (防)水槽清掃作業従事者研修 規則第28条第5号口に規定する研修	奈良県管工事業協同組合連合会	奈良県橿原市大字野田997番地93-1	橋須賀一吾士	奈良県管工事業協同組合連合会	奈良県橿原市大字野田997番地93-1	平成17年8月11日
府研-35 (防)水槽清掃作業従事者研修 規則第28条第5号口に規定する研修	社西法人鳥取県ビルメンテナンス協会	鳥取県米子市西福原四丁目10番6号	寺本 健一	社西法人鳥取県ビルメンテナンス協会	鳥取県米子市西福原四丁目10番6号	平成18年2月15日
府研-36 (防)水槽清掃作業従事者研修 規則第28条第5号口に規定する研修	社団法人愛媛ビルメンテナンス協会	徳島県鳴門市昭和町二丁目56番地	菊池 健次	社団法人愛媛ビルメンテナンス協会	徳島県鳴門市昭和町二丁目56番地	平成18年2月15日
府研-37 (防)水槽清掃作業従事者研修 規則第28条第5号口に規定する研修	酒井直義	大阪府枚方市船橋町10番15-1101号	-	社団法人全国建築物飲料水管理協会大阪支部	大阪府大阪市淀川区西三丁目21番9号	平成19年3月14日
府研-38 (防)水槽清掃作業従事者研修 規則第28条第5号口に規定する研修	新潟県市管工事協同組合	新潟県新潟市八雲町3番29号	石水昭夫	新潟市管工事協同組合	新潟県新潟市八雲町3番29号	平成19年5月14日
府研-39 (防)水槽清掃作業従事者研修 規則第28条第5号口に規定する研修	社西法人新潟県ビルメンテナンス協会	新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1201番地4	船木 美介	社西法人新潟県ビルメンテナンス協会	新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1201番地4	平成19年8月6日
府研-40 (防)水槽清掃作業従事者研修 規則第28条第5号口に規定する研修	社西法人鳥取ビルメンテナンス協会	鳥取県松江市千鶴町26番地1	田口 芳文	社西法人鳥取ビルメンテナンス協会	鳥取県松江市千鶴町26番地1	平成21年1月13日
府研-41 (防)水槽清掃作業従事者研修 規則第28条第5号口に規定する研修	一般社団法人支城県府水槽維持管理協会	支城県水三市大塚町597番地の1	稻葉 良幸	一般社団法人支城県府水槽維持管理協会	支城県水三市大塚町597番地の1	平成22年4月5日

規則第28条の3第4号イ及び第5号口の排水管清掃作業監督者講習等登録機関 登録簿

登録番号	講習、再練習又は研修の種類	氏名又は名称	住所	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
排講-1 (排水管清掃作業監督者講習)	規則第28条の3第4号イに規定する講習	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	桜崎 英夫	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成16年10月1日
排再-1 (排水管清掃作業監督者再練習)	規則第28条の3第4号口に規定する再練習	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	桜崎 英夫	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成19年12月13日
排研-1 (排水管清掃作業従事者研修)	規則第28条の3第5号口に規定する研修	社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都新宿区西日暮里五丁目12番5号	村野 伸彌	社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都新宿区西日暮里五丁目12番5号	平成16年10月1日
排研-2 (排水管清掃作業従事者研修)	規則第28条の3第5号口に規定する研修	一般社団法人全国管法淨協会	東京都中央区八重洲二丁目10番10号	池崎 道男	一般社団法人全国管法淨協会	東京都中央区八重洲二丁目10番10号	平成16年10月1日

規則第29条第3号イ及びびに第4号口の防除作業監督者講習等登録機関 登録簿

登録番号	講習、演習又は研修の種類	氏名又は名称	住所	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
防研-1	(防除作業監督者講習) 規則第29条第3号イに規定する講習	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	株崎 英夫	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成16年10月1日
防研-2	(防除作業監督者再講習) 規則第29条第3号口に規定する再講習	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	株崎 英夫	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成16年10月1日
防研-3	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目12番5号	村野 伸彌	社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目12番5号	平成16年10月1日
防研-4	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人千葉県ビルメンテナンス協会	千葉県千葉市中央区鎌戸一丁目24番1	金野 徳三	社団法人千葉県ビルメンテナンス協会	千葉県千葉市中央区鎌戸一丁目24番1	平成16年10月1日
防研-5	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人大阪ビルメンテナンス協会	大阪府大阪市北区中津一丁目2番19号	桜山 高志	社団法人大阪ビルメンテナンス協会	大阪府大阪市北区中津一丁目2番19号	平成16年10月1日
防研-6	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人日本ベストコントロール協会	東京都千代田区神田駿河町三丁目3番4号	川口 哲敏	社団法人日本ベストコントロール協会	東京都千代田区神田駿河町三丁目3番4号	平成16年10月1日
防研-7	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	財団法人北海道建築物衛生管理研究センター	山口県山口市小郡下郷132番地の14	松山 利彦	社団法人山口県ビルメンテナンス協会	山口県山口市小郡下郷132番地の14	平成16年10月1日
防研-8	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人廻西環境清浄センターホーム	大阪府大阪市北区中津一丁目2番19号	大川 達良	社団法人廻西環境清浄センターホーム	大阪府大阪市北区中津一丁目2番19号	平成16年10月1日
防研-9	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人日本ベストコントロール協会	東京都千代田区神田駿河町三丁目3番4号	川口 哲敏	社団法人日本ベストコントロール協会	東京都千代田区神田駿河町三丁目3番4号	平成16年10月1日
防研-10	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人秋田県ビルメンテナンス協会	秋田県秋田市山王三丁目1番7号	内村 和人	社団法人秋田県ビルメンテナンス協会	秋田県秋田市山王三丁目1番7号	平成16年11月1日
防研-11	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人京都ビルメンテナンス協会	京都府京都府京都市右京区西院裏中水町17番地	小坂 光一郎	社団法人京都ビルメンテナンス協会	京都府京都府京都市右京区西院裏中水町17番地	平成16年11月1日
防研-12	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人広島ビルメンテナンス協会	広島県広島市中区千田町三丁目6番8号	中野 信博	社団法人広島ビルメンテナンス協会	広島県広島市中区千田町三丁目6番8号	平成16年11月1日
防研-13	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人福岡県ビルメンテナンス協会	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目1番12号	金子 誠	社団法人福岡県ビルメンテナンス協会	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目1番12号	平成16年11月1日
防研-14	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人佐賀県ビルメンテナンス協会	佐賀県佐賀市大財三丁目5番16号	伊藤 常文	社団法人佐賀県ビルメンテナンス協会	佐賀県佐賀市大財三丁目5番16号	平成16年11月1日
防研-15	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人大分県ビルメンテナンス協会	大分県大分市桜原二丁目13番38号	萬貫 哲蔵	社団法人大分県ビルメンテナンス協会	大分県大分市桜原二丁目13番38号	平成16年11月1日
防研-16	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人宮崎県ビルメンテナンス協会	宮崎県宮崎市大淀三丁目5番18号	瀬淺 秀文	社団法人宮崎県ビルメンテナンス協会	宮崎県宮崎市大淀三丁目5番18号	平成16年11月1日
防研-17	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人八鹿県ビルメンテナンス協会	鹿児島県鹿児島市市場江町19番6号	野元 一喜	社団法人八鹿県ビルメンテナンス協会	鹿児島県鹿児島市市場江町19番6号	平成16年11月1日
防研-18	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人愛知県ビルメンテナンス協会	沖縄県那覇市鳴門二丁目27番14号	井上 宏	社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会	沖縄県那覇市鳴門二丁目27番14号	平成17年2月1日
防研-19	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人神奈川県ベストコントロール協会	神奈川県横浜市中区大田町六丁目84番地2	山口 健次郎	社団法人神奈川県ベストコントロール協会	神奈川県横浜市中区大田町六丁目84番地2	平成17年2月1日
防研-20	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人愛知県ベストコントロール協会	福岡県福岡市東区香住ヶ丘六丁目12番2号	吉田 雄光	社団法人愛知県ベストコントロール協会	福岡県福岡市東区香住ヶ丘六丁目12番2号	平成17年2月1日
防研-21	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	長友 幸志	宮崎県宮崎市大和町90番地1	—	宮崎県ベストコントロール協会	宮崎県宮崎市大和町90番地1	平成17年2月23日
防研-22	(防除作業從事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人石川県ビルメンテナンス協会	石川県金沢市森戸一丁目106番地	池下 繁義	社団法人石川県ビルメンテナンス協会	石川県金沢市森戸一丁目106番地	平成17年5月25日

登録番号	講型、両講型又は研修の種類	氏名又は会員名	住所	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
防研-23 (防除作業従事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人大阪府ベストコントロール協会	大阪府大阪市中央区和泉町一丁目2番6号	萬木 正次	社団法人大阪府ベストコントロール協会	大阪府大阪市中央区和泉町一丁目2番6号	大阪府大阪市中央区和泉町一丁目2番6号	平成17年5月25日
防研-24 (防除作業従事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	新井 新男	福島県郡山市緑町7番14号	-	福島県ベストコントロール協会	福島県福島市五月町3番20号	福島県福島市五月町3番20号	平成17年8月11日
防研-25 (防除作業従事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	中村 五志	山梨県中巨摩郡昭和町西条新田661番地3	-	山梨県ベストコントロール協会	山梨県甲府市鷹狩三丁目9番28号	山梨県甲府市鷹狩三丁目9番28号	平成17年8月11日
防研-26 (防除作業従事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人滋賀ビルメンテナンス協会	滋賀県大津市松原町11番26号	井元 敏達	社団法人滋賀ビルメンテナンス協会	滋賀県大津市松原町11番26号	滋賀県大津市松原町11番26号	平成17年8月11日
防研-27 (防除作業従事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人東京都ベストコントロール協会	東京都千代田区鍛冶町二丁目9番B号	玉田 昭男	社団法人東京都ベストコントロール協会	東京都千代田区鍛冶町二丁目9番B号	東京都千代田区鍛冶町二丁目9番B号	平成17年8月11日
防研-28 (防除作業従事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人長崎県害虫防除管理業協会	長崎県長崎市清水町5番11号	下田 卓二	社団法人長崎県害虫防除管理業協会	長崎県長崎市清水町5番11号	長崎県長崎市清水町5番11号	平成17年8月11日
防研-29 (防除作業従事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人長崎県ビルメンテナンス協会	長崎県長崎市桜町3番15号	原田 清美	社団法人長崎県ビルメンテナンス協会	長崎県長崎市桜町3番15号	長崎県長崎市桜町3番15号	平成17年8月11日
防研-30 (防除作業従事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人東京ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目12番5号	一戸 雄男	社団法人東京ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目12番5号	東京都荒川区西日暮里五丁目12番5号	平成17年8月11日
防研-31 (防除作業従事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	加藤 栄司	富山県富山市婦中町遠里418番地3	-	富山県ベストコントロール協会	富山県富山市南中央三丁目37番	富山県富山市南中央三丁目37番	平成17年8月24日
防研-32 (防除作業従事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	山本 健弼	京都府京都市伏見区深草大谷山町11番地の7	-	京都府ベストコントロール協会	京都府京都市伏見区深草大谷山町11番地の7	京都府京都市伏見区深草大谷山町11番地の7	平成17年8月24日
防研-33 (防除作業従事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	宮本 幸一	石川県金沢市小坂町西22番地	-	石川県ベストコントロール協会	石川県金沢市高瀬町1207番地3	石川県金沢市高瀬町1207番地3	平成17年11月15日
防研-34 (防除作業従事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人鎌倉ビルメンテナンス協会	鎌倉市鶴岡市陽和町二丁目56番地	菊池 錠次	社団法人鎌倉ビルメンテナンス協会	鎌倉市鶴岡市陽和町二丁目56番地	鎌倉市鶴岡市陽和町二丁目56番地	平成18年2月15日
防研-35 (防除作業従事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	梅沢 錠二	茨城県水戸市元吉田町1736番地の8	-	茨城県ベストコントロール協会	茨城県水戸市元吉田町1736番地の8	茨城県水戸市元吉田町1736番地の8	平成18年8月14日
防研-36 (防除作業従事者研修) 規則第29条第4号口に規定する研修	社団法人新潟県ビルメンテナンス協会	新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1201番地4	船木 孝介	社団法人新潟県ビルメンテナンス協会	新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1201番地4	新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1201番地4	平成19年6月6日

規則第30条第2号イ及びロ並びに第5号イ及びロの統括管理者講習等登録機関 登録簿

登録番号	講習、研修又は研修の種類	氏名又は名称	住所	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
統課-1 (就活管理教育講習)	財団法人ビル管理教育センター (就活第30条第2号イに規定する講習)	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	福崎 英夫	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成16年10月1日	
統再-1 (就活管理者再講習)	財団法人ビル管理教育センター (就活第30条第2号ロに規定する再講習)	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	福崎 英夫	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成16年10月1日	
給講-1 (空調給排水管理監督者講習)	財団法人ビル管理教育センター (空調給排水監督者講習)	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	福崎 英夫	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成16年10月1日	
給再-1 (空調給排水監理監督者講習)	財団法人ビル管理教育センター (空調給排水監理監督者講習)	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	福崎 英夫	財団法人ビル管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成19年12月13日	

14. 基礎自治体への権限委譲に伴い改正が予定される法律

(1) 墓地、埋葬等に関する法律

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可、墓地の区域、納骨堂及び火葬場の施設の変更、墓地、納骨堂及び火葬場の廃止の許可並びにこれらの許可の取消し(法第10条第1項及び第2項、第19条)については、すべての市及び特別区へ移譲する。

イ 都道府県知事並びに指定都市、中核市及び保健所設置市の長が処理している火葬場への立入検査並びに墓地、納骨堂及び火葬場への報告の要求並びに施設の整備改善、使用制限及び禁止命令(法第18条第1項、第19条)については、すべての市及び特別区へ移譲する。

(2) 理容師法

都道府県の条例による理容所以外の場所で理容の業務を行うことができる場合並びに理容の業及び理容所に係る衛生措置基準の制定(法第6条の2、第9条、第12条)については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

(3) 興行場法

都道府県の条例による興行場の構造設備等及び衛生措置の基準の制定(法第2条第2項、第3条第2項)については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

(4) 旅館業法

ア 都道府県並びに指定都市及び中核市の条例による施設の構造設備の基準の制定(法第3条第2項)については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

イ 都道府県の条例による社会教育施設で学校及び児童福祉施設に類するもの、衛生措置の基準並びに宿泊を拒むことができる事由の制定(法第3条第3項、第4条第2項、第5条)については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

(5) 公衆浴場法

都道府県の条例による公衆浴場の配置基準並びに衛生及び風紀に必要な措置の基準の制定(法第2条第3項、第3条第2項)については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

(6) クリーニング業法

都道府県の条例によるクリーニング業を営む者が講ずべき措置の基準の制定(法第3条第3項)については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

(7) 美容師法

都道府県の条例による美容所以外の場所で美容の業務を行うことができる場合並びに美容の業及び美容所に係る衛生措置基準の制定(法第7条、第8条、第13条)については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

15 生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について

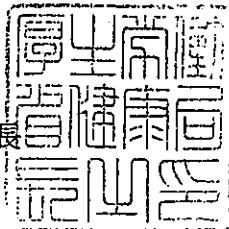


健発第 0625003 号

平成 20 年 6 月 25 日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 殿

厚生労働省健康局長



生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について

多年にわたり生活衛生事業に尽力し、その功績が特に顕著であると認められる者に対する厚生労働大臣表彰については、従来、「生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について（平成 13 年 6 月 20 日 健発第 653 号）」により実施してきたところですが、本年度以降における毎年の候補者の推薦については、別添、「生活衛生事業功労者表彰実施要領」によることとしましたので、よろしくお取り計らい願います。

なお、平成 13 年 6 月 20 日付け 健発第 653 号 厚生労働省健康局長通知「生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補の推薦について」は、廃止します。

生活衛生事業功労者表彰実施要領

1 趣旨

生活衛生の普及向上等に功労のあった者の労苦に報いるとともに、優良な生活衛生施設等については他の模範とするために厚生労働大臣表彰を行い、もって生活衛生行政の推進に資する。

2 表彰の区分

別紙1の「生活衛生事業功労者厚生労働大臣表彰区分」のとおりとする。

3 表彰の時期及び場所

功労者の区分別に行うものとし、決定しだい別途通知する。

4 推薦基準

- (1) 別紙2の1から4までに掲げる推薦基準による。ただし、春秋叙勲による叙勲受賞者又は生活衛生関係事業の功労により褒章条例による褒章若しくは厚生労働大臣表彰を受けた者（団体を含む。）は除く。
- (2) 環境衛生事業の功労により褒章条例による褒章若しくは厚生労働大臣表彰を受けた者（団体を含む。）については、(1)の規定を準用する。

5 推薦書様式

別添「提出書類」による。

6 提出期日

毎年7月1日とする。

7 その他

「区分」欄の各事項に関する問い合わせについては、「所管課」欄の課に連絡すること。

別紙1

生活衛生事業功労者厚生労働大臣表彰区分

区分	推薦者	推薦人員	所管課
1 生活衛生関係功労者	都道府県知事 又は関係団体の長		生活衛生課
2 理容師美容師養成功労者	"		生活衛生課
3 水道関係功労者	"		水道課
4 建築物環境衛生功労者	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 又は関係団体の長	各道府県・指定都市・中核市 各1名 東京都 3名	生活衛生課

推薦基準

1 生活衛生功労者

生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第2条第1項に規定する営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があつた者であつて、次の各号に該当するもの。

(1) 功績に係る事業従事年数が当該年4月1日までに10年以上であること。

(2) 年齢が当該年4月1日で50歳以上であること。

(3) 原則として、都道府県知事又は(社)全国生活衛生同業組合中央会理事長の表彰を受けたことがあること。

(4) 厚生省生活衛生局長表彰又は厚生労働省健康局長表彰を受けたことがある場合は、表彰から2年以上経過していること。

2 理容師、美容師養成功労者

現に理容師又は美容師の養成施設経営者又は教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があつた者であつて、次の各号に該当するもの。

(1) 功績に係る事業従事年数が当該年4月1日までに10年以上であること。

(2) 年齢が当該年4月1日で50歳以上であること。

(3) 原則として都道府県知事又は(社)日本理容美容教育センター理事長の表彰を受けたことがあること。

3 水道関係功労者

水道の普及発展、水道に関する有益な調査研究、技術の改善若しくは発明発見又は水道行政に対する協力等に特に顕著な功績のあった個人又は団体及び水道事業、水道用水供給事業又は水道行政事業に従事し、抜群の功績があった個人であって、次の各号に該当するもの。

- (1) 水道関係事業従事年数が、当該年4月1日までに30年（首長にあっては水道関係団体の経歴が10年）以上であること。ただし、団体にあっては、事業歴が10年以上であること。
- (2) 個人の場合、年齢が当該年4月1日で50歳以上であること。
- (3) 原則として、都道府県知事又は関係団体の長の表彰を受けたことがあること。

4 建築物環境衛生功労者

建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者であつて、次の各号に該当するもの。

- (1) 建築物環境衛生に関する有益な研究、考案を行い事業の発展に顕著な功績があつた者又は建築物環境衛生関係団体における業界の指導育成等の功績に係る事業従事年数が当該年4月1日までに10年以上である者であること。
- (2) 年齢が当該年4月1日で50歳以上であること。
- (3) 原則として、都道府県知事又は関係団体の長の表彰を受けたことがあること。

別添

提 出 書 類 (各1部)

1. 都道府県知事・指定都市市長・中核市市長又は関係団体の長の具申書

2. 表彰区分ごとに推薦順位を付した書類

3. 推薦調書 1部

(1) 功労者(個人) (別紙様式1によること)

(2) 水道関係功労者(団体) (〃 2 〃)

4. 履歴書 1部 (〃 3 〃)

5. その他 1部

・選考に参考となる書類

別紙様式1

年度() 関係功労者推薦調書(個人用)

都道府県等名:

推薦順位	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日 及び年齢	年4月1日現在 (満歳)
現住所		本籍		
所属及び 役職名				
推薦事項				
賞罰歴			功績内容	
年月日	主 体	罰の内容及び理由		
(備考)				
略歴(功績に関係あるもの)				
期 間	事 項			
年 月～ 年 月(年 月)				
年 月～ 年 月(年 月)				
年 月～ 年 月(年 月)				
事業又は勤務年数	年 月			
所属課及び担当者	部(局)			課(室)担当者
				電話 ()

(注)

- 表題()内に生活衛生、水道関係別に功労者の区分を記入すること。
- 「推薦事項」欄には、功績の概要を50字以内にまとめて記入すること。
- 「賞罰歴」欄には、道路交通法又は公職選挙法違反等についても必ず記入すること。また、都道府県におけるこの種の表彰制度のない場合は「備考」として「表彰制度なし」と記載すること。

別紙様式2

年度()関係功労者推薦調書(団体用)

都道府県等名

推薦順位	(ふりがな) 団体名	(ふりがな) 代表者名		
主な事業所の所在地 (電話)		団体設立 年月日		
団体の事由		表彰歴		
		年月日	主 体	表彰理由
推薦理由	該当する推薦基準			
推薦する功績の概要				
事業等の継続年数 年				

(注)「推薦順位」は、個人及び団体を通じての順位番号を記載する。

別紙様式 3

履歷書

年4月1日現在

(ふりがな)	男 女
氏 名	<input checked="" type="checkbox"/>
年 月 日	生(満) 歳